

支援が必要な幼児の 育ち合いを促す保育ガイド

— 特別支援教育園内体制づくりをとおして —
【 令和2年度 改訂版 】



きょうは どんぐりえんの やきいもパーティーです。
みんな ごはんを たべながら やいています。
もうすぐ やけそうです。

岩手県教育委員会

はじめに

毎日の保育の中で、「周囲の幼児とはどこかがちょっと違うのでは」といった、いわゆる「気になる幼児」が最近増えてきていると言われています。

「絵本の読み聞かせの時に、お話を集中できず、勝手にその場を離れてしまう」

「おもちゃの取り合いから、すぐに興奮して手が出てしまう」

「一度興奮すると大人でも止められないほど大暴れしてしまう」

「友達の中に入って遊ぶことや、一つの遊びにじっくり取り組むことが苦手」等々

保育者は、「このくらいの年齢になれば、この程度はできるはずなのにどうして？」と疑問に感じます。「少し、元気過ぎるだけ？」「育て方のせい？」「少し幼いだけ？」「何か他に原因があるせい・・・？」というように、この時期の幼児の行動を理解するのは難しいことであるとされます。

これまでと同じ保育方法で対応しようとしてもなかなか効果が上がらないということがしばしばあります。

こんな時、幼児の理解や対応方法に「特別支援教育」という視点を加えて、園全体で取り組むことが必要です。

この「保育ガイド」は、気になる幼児を含む全ての幼児の健全な成長を願う先生方にお読みいただきたいと思います。

上の枠内は、平成20年度に岩手県立総合教育センターが作成した『支援が必要な幼児の育ち合いを促す保育ガイド－特別支援教育園内体制づくりをとおして－』の「はじめに」の文章です。

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所指針が改訂され、全面実施3年目となりました。この教育要領等においても、「一人一人の特性に応じた指導が行われるようにすること」が重点として掲げられています。

各園においても、一人一人に寄り添った教育・保育を展開されておりますが、継続的かつ効果的な支援のためには、園内支援体制の整備や、関係機関との連携に基づく、チームでの支援が大切であり、この趣旨から本ガイドの改訂版を作成しました。

本ガイドの活用が、各園における教育・保育の充実につながることを願っています。



解説

1 特別支援教育

平成 15 年に「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」が出され、それまでの特殊教育から特別支援教育への転換が進められてきました。また、平成 19 年 4 月からは改正学校教育法等が施行され、幼稚園においても特別な教育的支援を必要とする幼児に対する教育を行うことが明記されました。

「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

（文部科学省 中央教育審議会（平成 17 年）、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」）

2 インクルーシブ教育システム構築

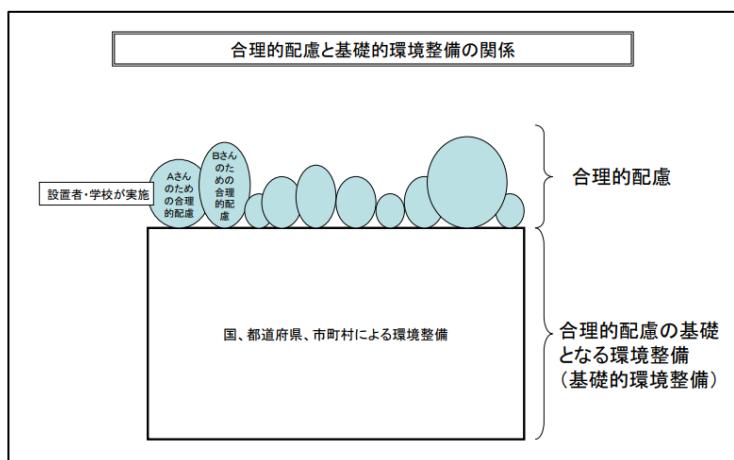
平成 26 年に「障害者の権利に関する条約」を批准し、障がいのあるなしにかかわらず共生社会の形成に向け、様々な法的整備が進められました。教育では、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒が共に学ぶ教育を目指す「インクルーシブ教育システム」の構築が求められています。

「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されることなく、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

（文部科学省（平成 24 年）共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告））

3 合理的配慮

合理的配慮とは、「障害のある子供が、他の子供と平等に教育を受ける権利を享受・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適切な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なもの」「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失したまたは過度の負担を課さないもの」と定義づけられています。（出典：文部科学省（平成 24 年）共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告））



（文部科学省（平成 24 年）共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告））

このための下支えとして、基礎的環境整備があります。

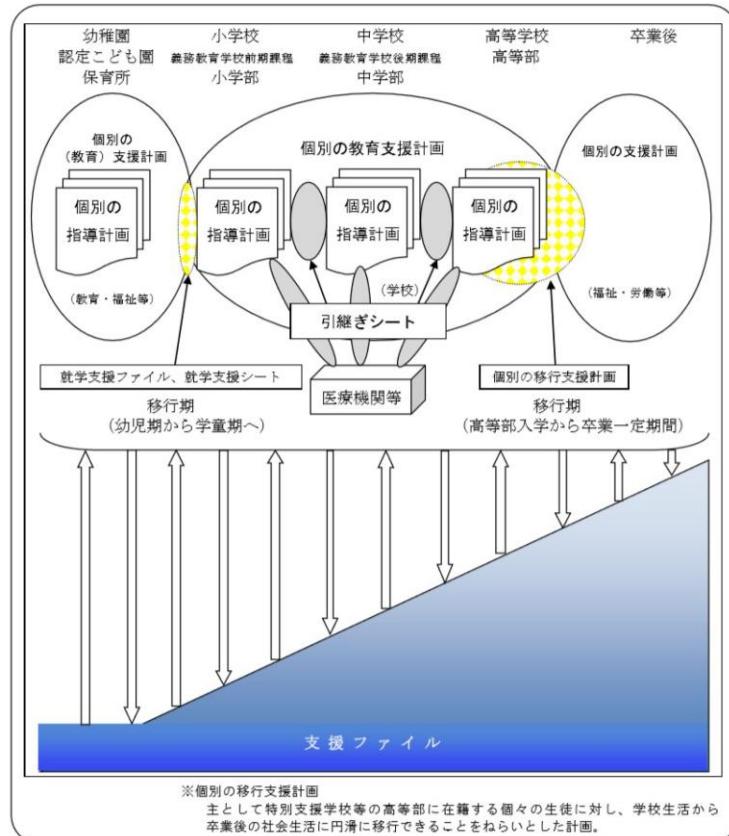
従来より、園では障がいのある子供も障がいのない子供も一緒に過ごすことが多くあり、インクルーシブ教育システムの構築に努めてきていました。これからも、障がいの有無にかかわらず多様な子供がいることを念頭において保育の提供が求められます。個々のニーズに応じた支援を受けながら、「共に学び・共に育つ」ことを目指していきます。

4 個別の指導計画と個別の教育支援計画

○ 個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、園や学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に個々の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んで作成される計画です。

(岩手県教育委員会 令和元年度
特別支援教育指導資料 No.47 「引継ぎシート 作成・活用ガイドブック」より)



【図】「引継ぎシート」と「個別の教育支援計画」等との関係イメージ（岩手県教育委員会、2019）

○ 個別の教育支援計画

障がいのある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を目的として作成されるもので、福祉、医療、労働等の関係機関等との連携を図りつつ作成される計画です。

それぞれの学びの場、児童生徒の実状、関係機関等に応じた様式・記載内容が必要

<以下の様式・内容を選定した個別の教育支援計画>

- ・フェイスシート
- ・保護者から得た情報
- ・本人・保護者の願いや目標（長期・短期等）
- ・医療、福祉、労働等、関係機関から得た情報や役割
- ・入学前の園、学校等から得た情報
- ・指導の計画・評価

もくじ

はじめに

解説

第Ⅰ章 園内支援体制をつくるために

§ 1 園内支援体制の概要	1
§ 2 園長の役割	2
§ 3 特別支援教育コーディネーター	5

第Ⅱ章 園内支援体制の役割

§ 1 園内委員会	7
§ 2 園内支援体制推進の流れ	9
§ 3 実態把握から支援計画へ	10
§ 4 研修の推進	14
§ 5 保護者との連携	15
§ 6 関係機関との連携	18

第Ⅲ章 育ち合いを促す保育のすすめ方

§ 1 育ち合いを促す保育をすすめるために	21
§ 2 支援を必要とする幼児へのかかわり方	29

第Ⅳ章 実践事例

§ 実践例 1 関係機関との連携	31
§ 実践例 2 共に育ち合う関係づくり	32
§ 実践例 3 チームで取り組む保護者支援	34

資料編

「園内支援体制計画シート」	36
「フェイスシート」（個別の教育支援計画の一部）	38
「支援計画シート」（個別の指導計画）	42

引用・参考文献

本書では、用語を以下のように表します。

支援が必要な幼児の育ち合いを促す保育ガイド ▶ 保育ガイド

特別な教育的支援を必要とする幼児 ▶ 支援を必要とする幼児

特別支援教育園内体制 ▶ 園内支援体制

幼稚園、保育園、認定こども園 ▶ 園

教諭、保育士、保育教諭 ▶ 保育者

第Ⅰ章 園内支援体制を つくるために

この章の内容

気になる幼児の指導を全職員が協力して行うための園内支援体制の基本的考え方と園内支援体制をつくるための具体的な取組について紹介します。

§ 1 園内支援体制の概要

§ 2 園長の役割

§ 3 特別支援教育コーディネーター



§ 1 園内支援体制の概要

1 支援を必要とする幼児とは

本ガイドでは、発達の遅れや障がい、養育等の問題を背景として、年齢相当の生活習慣が身に付きにくかったり、集団での生活になじみにくかったりなどの困難な状況を抱えている幼児のことを「支援を必要とする幼児」としています。本ガイドでは、支援を必要とする幼児への対応について、園内支援体制の活用や周囲の幼児とのかかわりの中で考えていきます。

2 園内支援体制の基本的な考え方

支援を必要とする幼児の保育は、幼児の理解や保育の方針、具体的な保育の内容等について職員間で共通理解し、協働して継続的に行なうことが大切です。そのためには、支援を必要とする幼児と担任・保護者を園全体として組織的に支えることが必要です。併せて、幼児の実態把握や関係機関との連携等の保育を支える機能を園の実情に応じて位置付けていきます。

◇ 園長の役割

園内支援体制を作っていくためには、園長の特別支援教育への理解とリーダーシップが重要になります。園長の主な役割として次のことがあります。

- ・ 園の経営方針に明確に位置付ける
- ・ 園内委員会の設置
- ・ 特別支援教育コーディネーターの指名
- ・ 専門性向上の研修の推進 等

◇ 組織面から

保育を組織的に支えるものとして、園内委員会と特別支援教育コーディネーターがあります。

園内委員会は、園内の支援を必要とする幼児の実態把握や保育の方針等について話し合い、職員間の共通理解を図る場です。

また、特別支援教育コーディネーターは、園内委員会の開催や支援を必要とする幼児の保育にかかわる連絡調整を行います。

◇ 機能面から

保育を支える園内委員会の機能としては、下表にある4点が考えられます。これらの機能が十分に果たされるためには、園内委員会のメンバーが担当している園務分掌等に応じて役割分担をして取り組むことが大切です。

【表1】園内委員会の機能

機能	主な内容
実態把握	支援を必要とする幼児の把握 支援を必要とする幼児の実態把握と保育方針の決定
保護者との連携	保護者との相談体制の整備 情報の提供と共有
関係機関と連携	相談体制の整備 情報の提供と共有
研修の充実	理解啓発にかかる研修 保育・支援にかかる研修

§ 2 園長の役割

特別支援教育を視野に入れた園の経営を行い、園内の支援体制を確立するためには、園長のリーダーシップが必要不可欠と言えます。また、支援体制が有効に機能していくためにも、園長が日常的にリーダーシップを発揮することが求められます。支援体制を確立し、機能を発揮するための具体的な取組について、以下に説明します。

*実際には、園長が非常勤であったり、他機関の職を兼務していたりする場合など、様々なケースが考えられます。従つて、ここでの「園長」とは、「副園長」や「主任」など、園の経営計画の立案等に主導的に携わる立場の人を含んでいます。

1 基本的な考え方

◇ 自らが良き理解者として

支援を必要とする幼児への対応をどのように進めるかの出発点は、まず幼児のことを良く知ることにあります。近年の「落ち着かない子」や「突然、乱暴になる子」「集団になかなかはじめない子」などのいわゆる「気になる子」の増加によって、様々な障がいとの関連や対応の方法など、これまでの保育経験からだけでは、理解することが難しい場合もあります。

- 支援を必要とする幼児やその対応について理解を深めることが大切です。
- 法律や制度の変化といった特別支援教育の動向や、保健・福祉・医療など関連する分野の新たな知識や考え方などについての理解も求められています。

◇ 支援を必要とする幼児への対応の推進役として

支援を必要とする幼児について全職員が共通理解し、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、園長自身がリーダーシップを発揮して推進していくこうという姿勢をもつことが大切です。

- 支援を必要とする幼児の保育を効果的に進めるためには、その子の保護者だけでなく周囲の保護者の理解も必要になることから、「園だより」などを活用して日常的に理解啓発を推進することが大切です。
- 教職員が対応に悩んでいるような場合には、支援を必要とする幼児への保育を安心して行えるような支援なども必要になります。
- 園の規模や教職員の配置等それぞれに状況の違いはあると思われますが、場合によつては直接幼児とかかわることが求められます。

2 園内支援体制づくり

◇ 園の経営方針に明確に位置付けます

集団の中での確かな育ちを支えていくために、幼児一人一人が必要とする支援を全職員が共通理解のもとに協力して行うことを、明確に打ち出す必要があります。

- 園の経営方針に明確に位置付けます。
- 園長が先頭に立って推進するという姿勢を明らかにすることが大切です。

これらのこととは、『発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～』文部科学省（平成29年3月）に具体的に明記されています。

1. 特別支援教育を柱とした学校経営

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを發揮しつつ、学校経営の柱の一つとして、特別支援教育の充実に向けた学校内での教育支援体制の整備を推進します。

（1）校長のリーダーシップと学校経営

（略）

特別支援教育に学校組織全体として取り組むためには、校長が作成する学校経営計画（学校経営方針）の柱の一つとして、特別支援教育の充実に向けた基本的な考え方や方針を示すことが必要です。

学校経営上、校長が念頭におくべき事項として、次のような内容が考えられます。

- 特別支援教育を学校全体として行うために必要な体制の構築（組織対応）
- 特別支援教育に関する教員の専門性の向上（資質向上）
- 特別支援教育についての児童等、保護者及び地域への理解啓発（理解推進）
- 特別支援教育に関する外部の専門機関等との連携の推進（外部連携）

◇ 特別支援教育コーディネーターを指名します

特別支援教育コーディネーターは、組織的な支援を推進する中心的な役割を担います。園務分掌に位置付けて、担当者を明確にすることが必要です。

- 対外的な連携の役割を担うことが多いことや、園全体の動きを把握できることが望ましいことから、副園長や主任等が兼務することや、人数の少ない園では、園長が兼ねることも考えられます。
- 現状では専門的な知識を有する人が必ずしも園内にいない場合も想定されますので、人材の育成といった将来的な観点から人選するなど、園の事情に応じて柔軟に対応します。

◇ 園内委員会を設置します

「気になる子」の気付きから支援の具体化までを効果的に進めるために、またその役割を担任一人だけが抱え込まないようにするために、取組のための組織が必要になります。

- 園の組織全体のバランスを考慮しながら園務分掌に位置付け、構成メンバーとその役割を明確にして委員会を設置します。
- 園の事情によって改めて新しく委員会を組織することが難しい場合には、既にある保育研究会や職員会議などの場を活用し、その役割を果たす方法なども考えられます。

3 その他の支援の推進

◇ 専門性向上のための研修を推進します

保育の場において、特別な支援を必要とする幼児についての理解を促進するために、教職員の研修を推進することが重要になります。

- 保育研究会の場に外部から講師を招くなどして、幼児の理解や支援の方法等について研修する機会を設けたり、園長が特別支援教育についての方針や考え方を説明する場として園内の研修会を開催したりすることが考えられます。
- 近年、県や市町村の保健福祉担当の部署や教育委員会が主催する研修会、各種団体が開催するセミナーなどが増えてきています。それらの情報を積極的に収集し、教職員に対して積極的な参加を促すことも大切です。
- 年間を見通して教職員の派遣計画を立てることや旅費の予算化なども重要になります。

◇ 教育相談の機能を推進します

「気になる子」の保護者は、これまでの子育ての中で「育てにくさ」に悩んだり、他の幼児の様子との違いに不安を感じたり、複雑な思いをもっていたりする場合があります。こうした悩みや不安を抱える保護者に対応できるように、園として相談機能を整えていることが大切です。

- 予め相談の窓口や担当者を決めておくことが大切です。
- 相談内容によっては、担当と連携しながら、園長が直接、教育相談に当たることなども考えられます。

◇ 関係機関との連携を推進します

幼児の抱える問題が複雑で園として効果的に支援を進めることが難しい場合や、幼児の実態をより詳しく把握する必要がある場合、就学の時期を迎えて保護者から相談を受けた場合など、関係機関との連携が必要になることがあります。

- 日頃から他機関との連絡の窓口の役割を担っている園長は、関係機関と情報交換を行ながら連携を進めることが期待されます。
- 保健福祉や医療、教育など様々な関係機関について情報収集を行い、相談内容に応じて適切に連携先につなげていくことが求められます。

◇ 条件整備を進めます

支援を必要とする幼児への対応を園として十分に行っていこうとする時に、新たな条件整備が必要になる場合も考えられます。園長の立場から、そうした条件整備に必要な人員や予算措置なども考慮に入れて推進していくことが大切です。

- 「動きの激しい幼児」や「突然的な行動をとる幼児」などの安全確保には、人員の配置の工夫や配慮などが必要となります。
- 施設・設備の改善、特別な教材・備品の準備などを要する場合なども想定されます。

§ 3 特別支援教育コーディネーター

一人一人の教育的ニーズに応じて適切な支援を行うためには、特別支援教育コーディネーターの位置付けが必要です。

1 特別支援教育コーディネーターとは

特別支援教育コーディネーターとは、園内の関係者や関係機関との連絡調整や保護者の相談窓口となる立場の人です。現在の園にいる人の中から、園長が指名することになりますので、園務分掌との兼務となります。

2 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターには、以下のような役割が求められます。

- 園内の役割
 - ・園内委員会で検討する情報の収集と準備を行う
 - ・担任への支援を行う
 - ・ケース会議を開催する
- 外部機関との連絡調整等に関する役割
 - ・関係機関の情報収集を行う
 - ・専門機関等への相談を依頼する際の連絡調整と情報収集を行う
 - ・市町村の専門家チームとの連携を図る
 - ・小学校・特別支援学校のコーディネーターとの連携を図る
- 保護者の相談窓口としての役割
 - ・保護者との連携を深め、支援を行う
(気持ちの受け止めと、共に考える姿勢)

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン ～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～」

平成 29 年 3 月に、文部科学省が、各学校（園を含む）において、教育上特別の支援を必要とする児童等に対する教育支援体制の構築ために作成した資料です。担当者ごとに役割等が記載されています。文部科学省のホームページからダウンロードできます。

- 第1部：概論として、ガイドライン策定の趣旨や特別支援教育の考え方等を取り上げています。
- 第2部：教育委員会等設置者の役割について取り上げています。
- 第3部：校長、特別支援教育コーディネーター、通常の学級の担任・教科担任、通級担当教員、特別支援学級担任及び養護教諭等、学校における職務ごとにそれぞれの役割について取り上げています。
- 第4部：巡回相談員、専門家チーム及び特別支援学校のセンター的機能の目的と役割を中心取り上げています。
- 第5部：教育上特別の支援を必要とする児童等の保護者に向けた内容を掲載しています。

3 特別支援教育コーディネーター機能の役割分担

前述の特別支援教育コーディネーターに求められる役割について、こうした内容の仕事を一人で行なうことは難しいことが予想されます。そこで、特別支援教育コーディネーターの役割を園内委員会のメンバー内で、担当する日常的な業務（既存の組織における担当業務）と関連が深い内容について、分担して取り組むことが考えられます。

分担例

- ・コーディネーターに求められる役割を園の現状に合わせて整理し、以下の七つにした。
- ・コーディネーターは担任であり、これらのすべての役割を主担当として推進していくことは難しいので、以下のとおり分担した。
- ・コーディネーターは、すべての役割を把握しておく必要があるので、主担当ではない役割でも、副担当としてかかわることとした。

役 割	主 担 当	副担当（補佐）
園内委員会で検討する情報の収集と準備	コーディネーター	副園長
担任への支援 (人的配置も含む)	副園長	コーディネーター
ケース会議の開催	コーディネーター	副園長
関係機関の情報収集	副園長	コーディネーター
外部機関との連絡調整	副園長	コーディネーター
保護者への相談対応	コーディネーター	担任（コーディネーター以外）
園内研修	研究担当（コーディネーター以外）	コーディネーター

第Ⅱ章 園内支援体制の役割

この章の内容

支援を必要とする幼児の指導や全職員が協力して支援を行うために、園内委員会やコーディネーターが行う役割の基本的考え方と具体的な取組について紹介します。

§ 1 園内委員会

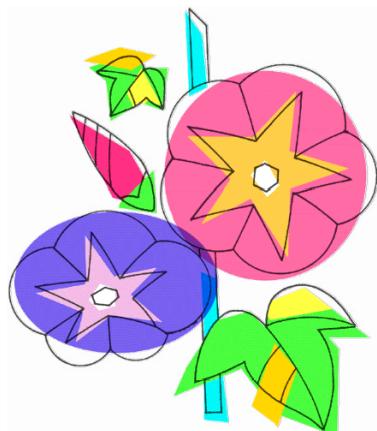
§ 2 園内支援体制推進の流れ

§ 3 実態把握から支援計画へ

§ 4 研修の推進

§ 5 保護者との連携

§ 6 関係機関との連携

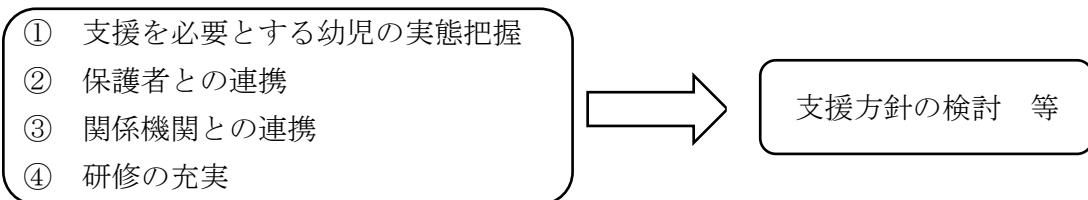


§ 1 園内委員会

園内委員会は、園内における全体的な支援体制を整理するために必要な組織です。気になる子の中から支援を必要とする幼児を早期に把握し、具体的な支援の在り方や専門機関との連携を検討するために中心的な役割を果たすことが大きな目的となります。担任一人に任せずに園全体として対応を進め、よりよい支援を行っていく上で大切な委員会です。

1 園内委員会の役割

園内委員会には以下のような役割が考えられます。



想定されるこれらの役割を委員会内で具体化し、役割分担等の工夫をしながら進めていくことが大切です。

2 園内委員会の設置

委員会を設置する方法としては、次の三つが考えられます。

- ① 新規に委員会を設置する
- ② 園内にある既存の組織の機能を拡大して委員会を設置する（職員会議、保育研究会等）
- ③ 従来の組織を統廃合して委員会を設置する

各方法のメリット、デメリットを考慮し、園の実態にあった設置をすることが望まれますが、これまでの保育機能として活用してきた組織に、園内委員会の機能を付加して（機能を拡大して）運営していく②の方法による園が少なくありません。

この場合、小規模の園では、これまでの職員会議を母体とし、支援を必要とする幼児について検討する委員会の性格を新たに加える方法が考えられます。また、規模が大きい園では、保育研究会といった関連性のある組織を母体として、機能を拡大して位置付ける方法も考えられます。

3 園内委員会の構成

既存の組織の機能を拡大して園内委員会を位置付ける（設置する）場合、その構成メンバーは、既存の組織のメンバーと同一になります。ただし、園の規模や実情によって、適宜メンバーを追加したり、縮小したりすることも検討する必要があります。以下は、園内委員会構成と主な役割の一例です。園としての支援方針を決めて、支援体制をつくる目的を考え、構成する必要があります。

- | | |
|----------|---------------------------|
| 園長 | 最終的な意思決定、責任者 |
| 副園長 | 運営の調整役、日課の調整、会議の設定 |
| コーディネーター | 園内研修の計画、園内委員会運営、教育相談関係の支援 |
| 担任 | 支援を必要とする幼児の指導 |

4 園内支援体制計画作成

園内支援体制を推進するために、年間の活動を見通した計画を立てます。資料編に園内支援体制計画シートと記入例を示しました。

5 園内委員会年間活動計画

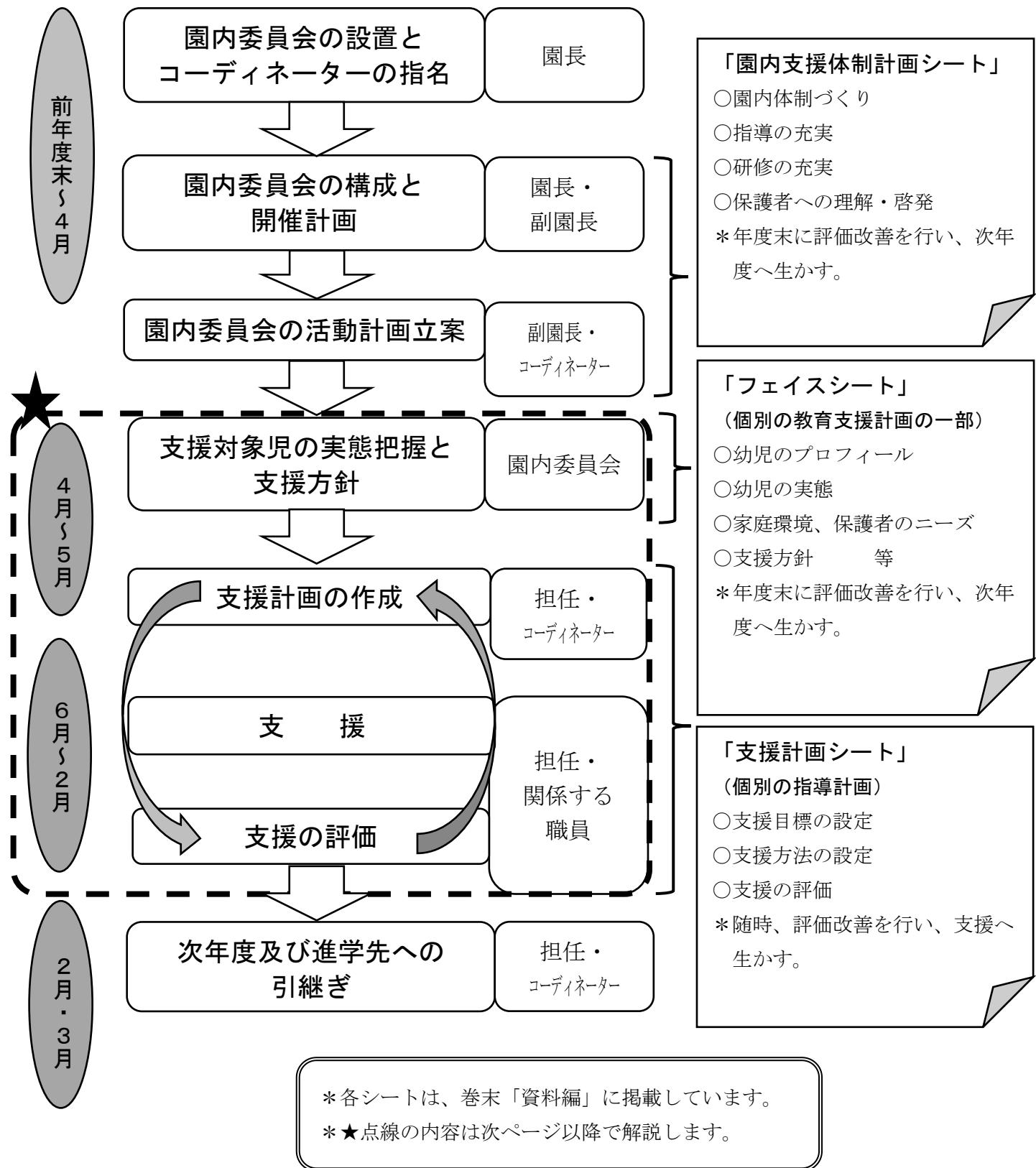
園内委員会の年間活動計画の例を下に示しました。園の年間活動計画に園内委員会を位置付けることが大切です。

【表2】園内委員会年間活動計画（例）

月	主な内容
4月	第1回園内委員会（職員会議の中で） ・園内委員会の組織・役割分担・年間計画の確認 ・安全点検と環境整備
5月	第2回園内委員会（指導計画作成の研究会の中で） ・気になる幼児の実態把握と支援の方針
6月	第3回園内委員会（学級経営案検討の研究会の中で） ・研修会の計画 ・学級の実態把握と支援の方針
7月	第4回園内委員会（指導計画反省の研究会の中で） ・気になる幼児の実態把握と家庭連携（夏休みの過ごし方について）
8月	第5回園内委員会（研修会として） ・発達障がいについての学習会
9月	第6回園内委員会（指導計画反省の研究会の中で） ・支援を必要とする幼児の実態把握と支援の方針 ・年長児の教育支援委員会（就学に関する委員会）への報告について
10月	第7回園内委員会（職員会議の中で） ・教育支援委員会（就学に関する委員会）への報告 ・巡回相談の予定
11月	第8回園内委員会（指導計画反省の研究会の中で） ・支援を必要とする幼児のいる学級への支援の方針 ・家庭連携について（個人面談に向けて）
12月	第9回園内委員会（職員会議の中で） ・就学に関する今後の取組について
1月	園外研修会への参加
2月	第10回園内委員会（学級経営反省の研究会の中で） ・支援の成果と課題 第11回園内委員会（職員会議の中で） ・園内委員会の取組の成果と課題 幼小連絡会参加・小学校への引き継ぎ
3月	第12回園内委員会（職員会議の中で）
通年	保護者との連携、関係機関との連携、実践に関する支援と評価（随時）

§ 2 園内支援体制推進の流れ

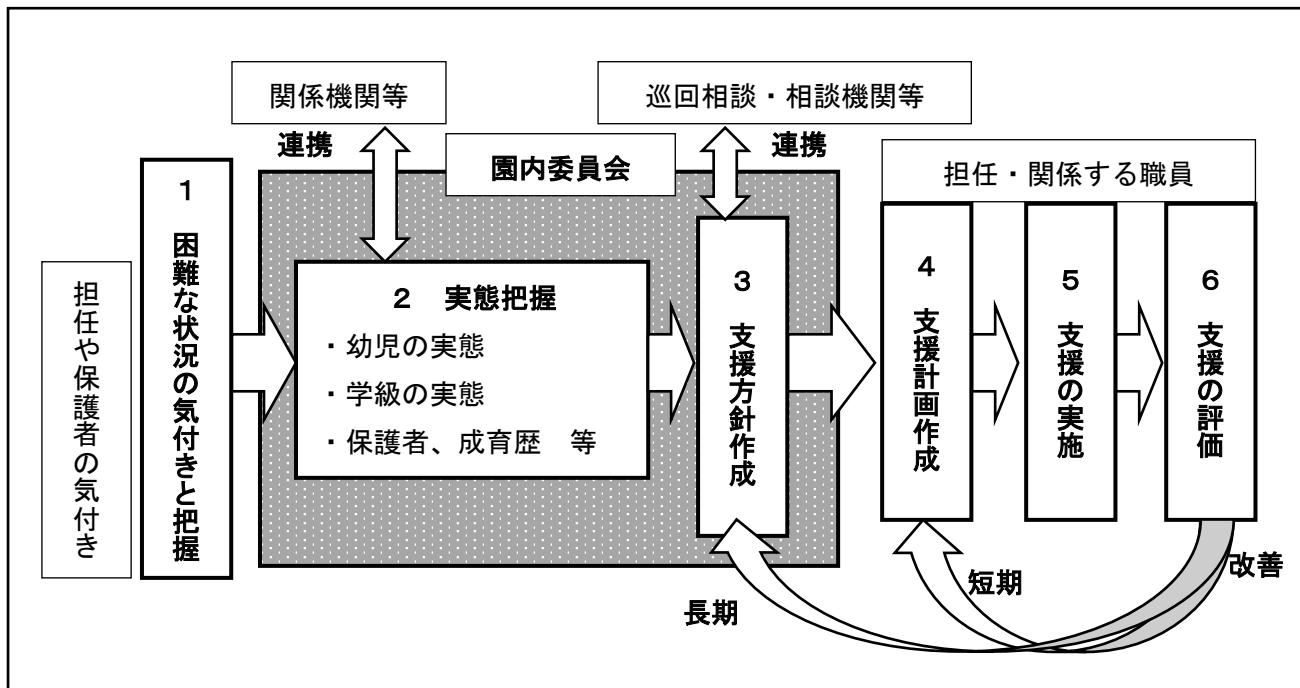
園内支援体制推進の流れと関連するシートについて示します。役割については、例示です。園の状況に応じて担当を検討します。



§ 3 実態把握から支援計画へ

園内委員会では、担任や保護者等の気付きを基に支援を必要とする幼児の実態把握と支援方針の検討を行います。担任や特別支援教育コーディネーター等は、支援方針に基づき教育支援計画の作成と支援の実践を行います。

気付きから実態把握、支援を行うまでの園内委員会、担任等の役割と流れについて【図1】に示します。



【図1】実態把握から支援までの役割と流れ

1 困難な状況の気付きと把握

支援を行う際に大切なことは、幼児が示している様々な「サイン」に気付くことです。担任や保護者は、幼児が示している「サイン」に気付いた時には、特別支援教育コーディネーターや園内委員会に相談します。

園内委員会では、担任や保護者が幼児の困難な状況に気付いたとき、すぐに相談に対応できるような体制を整えておきます。

- 相談を受けやすい園内の雰囲気をつくる
- 相談窓口（コーディネーター等）を決め、職員や保護者に知らせておく
(保護者には、『園だより』等で周知を図る)
- 相談の際の対応の手順を決めておく
(担任等から相談を受ける→幼児の観察→再度担任との相談→園内委員会の開催 等)
- 関係機関との連携が図られるように情報を収集しておく 等

2 実態把握

◇ 実態把握の目的

実態把握の目的は、支援を必要とする幼児の特性や状態に応じた支援を行うため、幼児の困難さの状況や原因について捉えて、課題を明らかにすることです。そして、それを支援の方針を立てることや支援計画の作成に生かすことです。

実態把握をする際の留意事項は次のようになります。

- 複数で実態把握を行うことで多面的に幼児を理解する
- 必要に応じて関係機関との連携を図り、実態把握にかかる情報を得る

◇ 実態把握の観点

園内委員会では、担任等が準備した資料を基に、次のような観点から実態把握を行います。

○ 幼児（日常の保育場面における行動観察による把握）

- ・生活、遊び、人間関係、ことば 等
長所、得意な事項、困難さがみられる事項 等
行動面に関する実態 等
身体運動、健康状況、感覚の過敏・鈍麻 等

○ 保護者（面談、観察による把握）

- ・家庭環境や状況 等
- ・保護者の願い（幼児の思いも含む） 等

○ 学級（観察による把握）

- ・学級や特にかかわりのある幼児の状況 等

◇ 実態把握のための資料

【表3】実態把握のための資料（例）

	資料等	把握の内容
保護者等	家庭調査票等	成育歴、既往歴、身体特徴、背景的情報
	保育の記録、指導要録等の記録	行動特性、性格特性、対人関係等
	連絡ノート、懇談の記録等	家庭環境、地域の環境、行動特性等
その他	発達・心理検査等（＊）	発達水準、全般的知的水準、発達の偏り等
	保健センター、母子手帳の記録等	療育経過、服薬、医療機関からのアドバイス等

*発達・心理検査等の実施は、保護者の同意が必要です。また、年長児の場合は就学前を検討する際の資料ともなりますので慎重に進めましょう。

3 支援方針

支援を必要とする幼児の実態把握を行う中で得られた情報を基に、支援方針を立案します。支援方針を立てることにより、見通しをもった支援が可能となります。支援方針を考える時のポイントは次のようにになります。

- 幼児の長所を伸ばす（幼児自身が困難を解決するための鍵をもっている）
- 幼児が抱える困難さ（課題）から、特に1～2点に絞り込み具体化する（必要な支援への優先順位の話し合いを行う）
- 一次的な障がいと二次的な障がいを見分け、それぞれに適した支援を検討する
- 現時点での目標と必要な支援方法について検討する

一次的な障がい：幼児がもっている障がいのために起こる困難な状況を言います。

二次的な障がい：障がいに対する無理解や不適切な対応のために生じる様々な不適応症状や心理的問題を言います（例えば、「どうせできないもん」等のあきらめや投げやりな態度等）。

4 支援計画

担任と特別支援教育コーディネーター、あるいは、副担任などの支援を必要とする幼児にかかる教職員は、支援方針に基づいて支援計画を作成します。

◇ 支援計画の内容

- 具体的な支援目標・支援方法・内容
幼児の実態に応じた支援目標、支援方法や内容、支援体制、支援を行う場や留意点 等
- 評価の基準
支援方法・内容等の見直しと、幼児の実態・支援方針を見直すために設定する具体的な評価基準 等



◇ 支援計画作成の留意点

① 本人の思いを知る

幼児が困っていることだけでなく、日常の行動などから「何をしたいのか」、「どう感じているか」などの思いを汲み取るようにします。

② 保護者の願いを知る

保護者の悩みを受け止め、卒園後の姿まで含めた保護者の願いを聞くことが大切です。

③ 多角的にとらえる

多角的に複数の目でとらえるために学級担任だけでなく、その幼児にかかわっている職員などからの情報を得ます。

④ 関係機関との連携を図る

必要に応じて関係機関との連携を図り、情報交換するなどして適切な指導内容・方法となるようにします。

⑤ 情報を共有する

指導計画を保護者に説明し、理解と協力を得ます。併せて、全職員に対しても協力が得られるようにすることが大切です。

5 支援の実施

支援を行う際には、かかわる職員が同じ対応を行うことが大切です。また、複数で対応している場合には、お互いに支援を見合うことで、共通理解することができます。支援を行い、即効果があるとは限りません。一定期間実施して様子を観察、記録することが必要です。

6 支援の評価

支援を継続し、よりよい支援を行うためには、支援を必要とする幼児への支援の経過や結果から、支援方法・内容や支援方針等の見直しをします。日常的な評価や定期的な支援の評価を行うことで、幼児の実態や、支援内容・方法の有効性がより明らかになってきます。幼児の具体的な姿で、支援の評価をし、改善案を検討します。

§ 4 研修の推進

支援を必要とする幼児への保育を進めるためには、全職員が支援を必要とする幼児の実態や支援について共通理解していることが大切であるとともに、障がいに関する理解が必要です。そのためには、園内、園外での研修を推進することが大切です。

1 園内研修の実施と充実

◇ 園内研修の方法

特別支援教育に関する研修会を新たに設定し、実施することが考えられます。ただし、実際に時間的な余裕がない場合には、既存の研修会（保育研究会等）に取り入れることも有効です。また、日常的に支援方法の交流や情報提供を行うことも研修の一つです。

◇ 園内研修の内容

研修会の内容としては、以下の内容が考えられます。

- 障がいの基本的理解にかかる研修（障がいの理解、基本的対応等）
- 保育、支援の充実にかかる研修（対象園児の事例検討、複数の事例の実践交流等）

また、既存の研修会の中で、支援を必要とする園児への対応や周囲の園児とのかかわり等について検討することも有効な研修です。

* 園内研修会の実際

- 外部の講師を招く場合は、テーマに即した講師を選定する。医療や診断にかかる医師、実際に園児の指導に携わっている教員や指導員、福祉面での対応については児童相談所、障がいのある園児の保護者の気持ちを代弁できる親の会代表などが考えられます。
- 講師への依頼状の発送、テーマの確認、当日の日程、視聴覚機器の使用の有無、配布資料の有無、謝金の有無、緊急の場合の連絡方法、講師紹介の内容等を確認しましょう。
- 園内研修会の次第、役割分担を決めます。
- 研修会終了後にアンケートをとるなどして、改善点を次回に生かしましょう。

2 園外での研修の充実

◇ 園外での研修への参加

教育委員会等が開催する研修会、関係する学会や団体が開催する研修会、教育センターや大学が開催する公開セミナー等、普段から情報を収集し、園のニーズに近い研修会へ参加するとよいでしょう。

◇ 研修内容の共有

外部での研修に参加した場合、そこで得たものはぜひ職員で共有したいものです。報告会を設定することも考えられますが、朝の打ち合わせの際に短時間で報告したり、資料を机上に配布したりするといったことも考えられます。

§ 5 保護者との連携

1 保護者との連携の基本

◇ 日頃からの園全体としての取組が大切です

保護者との連携といっても、取り立てて特別なことをするというより、日頃から保護者との関係づくりを大切にすることにその基本があります。担任と保護者とが協力し合えるような良好な関係であることが重要です。

こうした関係づくりのためには、定期的に保育参観日を設けて園での幼児の様子が見られるようにすることや、保護者が参加する行事を設定することにより一緒に活動する機会を設けることなども考えられます。

そうしたことと併せて、日頃から全ての保護者を対象に、支援を必要とする幼児についての理解啓発に努めることなども必要なことです。

また、保護者にとっては、何か困ったことがある時に相談できる窓口がはっきりしていることが、気軽に相談しようということにつながります。保護者の相談に迅速に対応できるよう、普段から相談の窓口を明確にしておきます。

保護者との連携は、以下のように園全体で役割を分担しながら日常的に進めることが大切です。場合によっては、複数の職員で対応した方が良いこともあります。

内 容	主な担当者
保護者との日常的な情報交換 保護者の不安や悩みなどの相談への対応 等	担任 等
保護者の不安や悩みなどで、専門的な内容にかかわる相談への対応 必要に応じて専門機関と連携しながらの支援 等	コーディネーター 等
保護者会での説明、「園だより」の発行など理解啓発の推進 等	園長 等

◇ 保護者の不安や悩みに応えましょう

保護者がわが子の行動の様子に何かしら不安を感じたり、担任が何らかの支援の必要性を感じたりした場合には、保護者との連携が一層重要になります。「幼児の姿をどうとらえるか」「支援の手立てをどう方向付けていくか」などについて、共通理解を図ることが大切だからです。保護者の気持ちを受け止め、積極的に相談に応じましょう。相談の内容としては、以下のようなことが考えられます。

- 幼児の様子を共通理解します。
 - ・家庭や園の生活で気になっていること、困っていること（保護者から）
 - ・園での生活の様子、友だちとのかかわり・集団行動の様子など（園から）
- 対応の仕方について一緒に考えます。
 - ・家庭での対応の仕方、幼児に対する願いや思い（保護者から）
 - ・園における支援の例を提示する（園から）

2 相談を進める上でのポイント

保護者の悩みに応えるという場合、対応の基本として教育相談の方法が参考になります。以下にそのポイントを示します。

◇ 保護者の様々な思いを受け止める

保護者の様々な思いを受け止めることが基本です。

- 園での取組を保護者に理解してもらいたいという思いがある場合でも、園や担任がまず保護者の思いを分かろうと努力することが大切です。
- 相手の立場に立ち、相手のことを分かろうする姿勢を見せることが、良い関係づくりの第一歩です。

◇ 保護者の自尊心に配慮する

行動面などに気になることがある幼児の保護者は、育てにくさを感じるなど、人一倍苦労して育ててきています。それにもかかわらず、周囲から低い評価を受けてしまい、自尊感情が低下したり傷ついたりしていることがあります。「しつけ方が悪いから」「愛情が足りないのでは」などと、周囲から批判された経験をもつ場合などもあります。

- 一方的な考え方で保護者の責任を追及したり、孤立させたりすることがないよう、保護者の話に耳を傾け、これまでの苦労に共感し努力をねぎらう姿勢が大切です。
- 幼児の養育に前向きに取り組んでいくためには、幼児の自尊心と同様、保護者の自尊心も大切にしましょう。

◇ 幼児の理解を促す

子供が乳児期を過ぎ幼児期に向かう中で集団生活を経験するようになってくると、少しずつですが、他の子と比べてわが子の行動の違いなどに気付く保護者もいます。

また、以前から気になっていた「育てにくさ」などの特徴がはっきりしてくる場合もありますが、そのことをあえて否定しようとする保護者もいたり、そのことに全く気付かない保護者もいたりします。



- 気付きや不安、疑問など様々な思いの保護者がいますが、どのような場合であっても、保護者と情報を共有しながら、時間をかけて幼児の実態に対する共通理解を図るようにしましょう。
- より詳しく実態把握するために専門機関に相談するなど、関係機関と連携しながら、共通理解を図ることが必要な場合もあります。

◇ 保護者と情報を共有する

保護者との連携には情報の共有が欠かせません。保護者が、わが子の園での生活の様子をできるだけ詳しく知りたいと思うのは当然のことと言えます。一方、保育者は、幼児の家庭での様子や保護者の対応の仕方など、支援の参考となるようなことについてはできるだけ詳しく知っておきたいものです。

- 登降園時に直接話したり、連絡帳を活用したりして、保護者に対して幼児の様子を積極的に伝えるようにしましょう。
- 「幼児の成長を肯定的にとらえる」ことがポイントです。幼児の様子を伝える際は、頑張っている姿や少しずつできるようになってきてることなどを取り上げたいものです。子供の育ちを共に喜び合うことが大切です。
- 時には、幼児が他の幼児とトラブルを起こしたことについて伝えなければならない時もありますが、その場合は、どのような状況で何が起きたのかを客観的に伝えることが大切です。保育者の思い込みや憶測で話すことは避けましょう。また、どのように対応したのかまで含めて伝えることが必要です。今後の対応についても共有しましょう。

「いわてこども発達支援サポートブック 家族編」

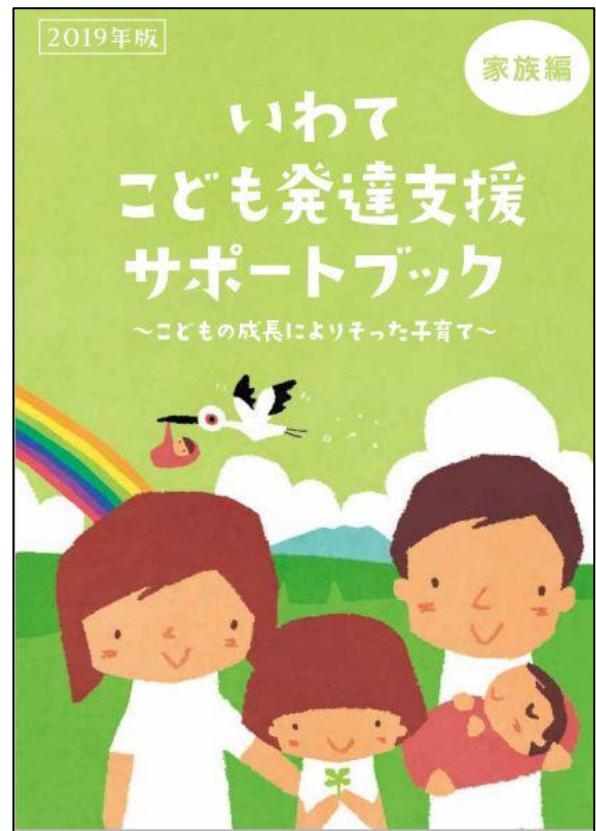
「いわてこども発達支援サポートブック」は、発達障がい児支援施策の一環として、3歳児から5歳児を中心とした幼児期における発達が気になる子供をはじめ、支援が必要となる子供たちの成長を後押しするため、作成した冊子です。

この冊子の特徴は、発達障がいであってもなくても、子供たちの困っていることに気付きその原因を理解して、子供の困りを軽減していく、自立を促す子育てや支援の視点を実際の事例などをもとに解説していることです。

子育ての参考としてご覧ください。

(岩手県 保健福祉部 障がい保健福祉課
ホームページより、下線は筆者挿入)

他に「保育者編」(P29で紹介しています)
「青年・成人期編」があります。



岩手県保健福祉部障がい保健福祉課ホームページからダウンロードできます

§ 6 関係機関との連携

支援を必要とする幼児を保育していく体制をつくっていくためには、様々な機関が協力し合う必要があります。担任が一人で問題を抱え込んでしまったり、園で問題を抱え込んでしまったりすることは、好ましいことではありません。必要に応じて関係機関と連携し、問題の早期解決につなげることが必要です。

1 関係機関との連携のポイント

◇ 園の専門性を高めるという視点から進める

それぞれの機関が独自の機能をもっており、その専門性を活用した支援を行うことで、連携が有効に機能すると考えられます。よって、園での支援が困難だからといって、保護者に対し安易に関係機関を紹介することは望ましくないことです。むしろ、連携を通じて園の専門性をいかに高めていくかという観点で連携を進めていくことが大切です。

◇ 保護者との信頼関係を構築しながら進める

原則として、関係機関と連携する場合には保護者の了解を得ることが必要です。保護者を抜きにしたところで行う連携は、問題の解決に結び付きにくいばかりでなく、問題をさらに複雑にしてしまう可能性があります。しかし、支援を必要とする幼児の場合、保育者と保護者の間で子供の状態像を共有できないケースがあり、信頼関係が築けない場合があります。時として、幼児への支援よりも保護者との関係づくりの方が難しいという声も聞かれます。保護者に対しては、園における子供の「気になる」行動を伝えるだけではなく、「思い」を受け止めるという基本的な態度が求められます。最初に保護者の態度の変容を求めるのではなく、園での取組を十分に理解してもらうよう働きかけることが大切です。

2 関係機関との連携の実際

◇ 専門機関へ相談をする際の流れと留意点

- ① 専門機関と連携することについて、保護者の了解を得る。
- ② 連携の仕方について検討する。

誰が相談に行く（来てもらう）のか。担任のみ、保護者と幼児（場合によっては担任も同行）
専門機関が園に訪問 等

- ③ 下記の内容について留意する。

- 教育的ニーズを明確にする（本人、保護者のニーズを踏まえる）
- どのようなことを相談したいのか整理する（学級全体への支援か個への支援か）
- 各関係機関のできること、できないことを理解する
- 園が組織としてチームで対応する
- 外部との連絡窓口を明確にする（窓口の一本化）
- 必要な資料を作成し、準備する（個別の教育支援計画や個別の指導計画 等）
- 個人情報の取り扱いに注意する
- 支援記録として残す

岩手県立総合教育センター（平成31年）『顔の見える関係づくり～関係機関連携ハンドブック～』より

◇ 相談機関（保健センター、特別支援学校、総合教育センター等）との連携

幼児への支援は、園と家庭が共通理解し協同で進めることで効果が上がるものです。そのためにも、可能であれば相談には保護者と担任が同行することが望ましいでしょう。園での支援のポイント、家庭での支援のポイントについて助言や指導を受けることができます。さらに、もし可能であれば園での幼児の様子を見てもらうことがよいと考えます。園での実際の生活場面を見てもらうことで、より具体的な助言を受けることが可能になります。

心理検査（発達検査）を相談機関で受けることもあると思います。その際、検査の目的を丁寧に説明することが大切です。障がいの有無を明らかにするのではなく、支援の方向性を導くための検査であることを説明します。また、結果については直接相談機関に説明してもらうとよいでしょう。

特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンターとして、各学校の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童生徒等の教育に関し、必要な助言または援助を行うよう努める役割があります。

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（文部科学省、2017）には、センター的機能の具体的内容として、次のことが挙げられています。

- ★ 各学校の教職員への支援機能
- ★ 各学校の教職員に対する研修協力機能
- ★ 特別支援教育に関する相談・情報提供機能
- ★ 個別の指導計画や個別の教育支援計画等の作成の助言など、児童等への指導・支援機能
- ★ 教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能
- ★ 児童等への施設設備等の提供機能

岩手県では、県内6カ所の教育事務所に、「特別支援教育エリアコーディネーター」を配置しています。幼児児童生徒の見立てや支援、校（園）内の体制づくり等に関して、必要な助言や支援を行います。関係機関連携に関しても、相談・情報提供することができます。～地域の中で、学校や先生方とともに～



岩手県立総合教育センター（平成31年）「顔の見える関係づくり～関係機関連携ハンドブック～」より

◇ 医療機関との連携

すでに医療機関を受診しており、薬の処方を受けている幼児がいることがあります。保護者の許可を得た上で、医療機関と連携することも大切なことです。対応する際に留意する点や薬への対応の仕方等、疑問がある場合には直接医師に聞いてみることも必要になります。様々な疾患に対応しながら、その子自身が園で楽しい生活を送ることができる方法を模索していくことが園の重要な役割です。

◇ 小学校との連携

園での気付きや対応の具体的な方法を、小学校へ引き継ぐことはとても大切なことです。問題の状況だけではなく、どのような場面で、どのような方法で支援してきたのか等について具体的に伝えることが必要です。場合によっては、就学前に、入学予定の小学校の教員に園での様子を見てもらうことも効果的です。また、直接連携することが難しい場合や、卒園と同時に遠方へ転居する場合は、教育支援委員会への情報提供も考えられます。教育委員会を通じて就学予定先の小学校へ情報を伝えてもらいます。すべての児童が楽しい小学校生活を送ることができるよう、園として充実した支援体制を構築し、効果的に連携していくことが望されます。

保護者の気持ちに配慮した専門機関のすすめ方

配慮ポイント①

専門機関をすすめるまでに、保護者に相談したり、学校(園)での出来事を報告したり、指導のお願いをしたりといった積み重ねをしておきましょう。「突然言わされた」と思うと、不信感を抱いてしまいます。日頃から連絡を密にすることが必要です。また、批判的にならないよう、伝え方に気をつけます。困った子供ではなく、一番困っているのは本人なのです。そうした視点で、子供の思いに寄り添いながら、学校(園)としてどのように対応したのかについても伝えていきましょう。「A君の△△という状況に対し、学校(園)では、○○という対応をしているところです。」等、出来事と対応とを合わせて伝えていくことが大切です。

配慮ポイント②

学校(園)での姿を伝えるときには、必ず本人の頑張っているところを認めましょう。本人の努力・良いところを示した上で、保護者の協力にも感謝の言葉を伝えます。

配慮ポイント③

学校(園)や担任がこれまでやってきた支援の方法などを伝え、「あと一步のところなので、本人のためによりよい支援を家庭と学校(園)とで一緒に取り組んでいきたい」と、学校(園)として本人や保護者を支援したいという思いを伝えることが重要です。

配慮ポイント④

専門機関の紹介をし、そこでは何ができるか、子供にはどんなメリットがあるかを具体的に話します。そして、その結果をもとに新しい支援の方法と一緒に考えていきたいと伝えます。「行ってみてください」「相談しましょう」のみではなく、どのような良い影響があるのか理解してもらうようにし、あくまでも判断は保護者に任せるようにします。

専門機関をすすめても、初めは断られることも多いと思われます。保護者の気持ちに寄り添いながら、保護者の「気づき」を支え、保護者が相談してみようと思える信頼関係を構築していくことが重要です。教師との信頼感を十分に育むことが、その親子が今後、たくさんの機関と相談しながら地域で暮らしていくための大原動力となっていくものと思います。

岩手県立総合教育センター（平成31年）「顔の見える関係づくり～関係機関連携ハンドブック～」より

何より保護者の思いを大切にすることが必要です。園が連携の必要性を感じていても、保護者が望んでいない場合は、園として「保護者への対応の仕方」について関係機関に相談することは可能ですので、検討してみるのもよいでしょう。

第Ⅲ章 育ち合いを促す 保育のすすめ方

この章の内容

支援を必要とする幼児が学級の中で共に育ち合うための指導や支援の基本的な考え方と具体的な取組について紹介します。

§ 1 育ち合いを促す保育をすすめるために

§ 2 支援を必要とする幼児へのかかわり方



§ 1 育ち合いを促す保育をすすめるために

幼児は、保育者や多くの幼児と共に生活することによって発達が促されます。それは、集団生活の中でお互いがよい刺激となり、モデルとなって育ち合うからです。そのような育ち合いがなされるためには、その集団が一人一人の幼児にとって安心して自己を發揮できる場になっていなければなりません。

幼児は、周囲の人々に温かく見守られ、ありのままの姿を認められている場で、自分らしい動き方ができるようになり、自己を發揮します。保育者と幼児、さらに幼児同士の心のつながりのある温かい集団を育てることが保育者の重要な役割の一つです。

ところが、学級の中に支援を必要とする幼児がいると、落ち着かない雰囲気になったり、トラブルが次々と起きたりして、保育者は、どのように保育をすすめていったらよいのか悩むことがあります。保育者は、支援を必要とする幼児にかかわることが多くなり、学級の幼児一人一人に十分にかかわることができず、学級づくりがうまくできないと感じてしまいます。

しかし、保育のすすめ方を工夫することによって、支援を必要とする幼児も周りの幼児もお互いに多くのことを学ぶことができ、育ち合う学級づくりができるのです。園という集団生活の場を生かし、幼児一人一人が共に育ち合う保育を目指していきましょう。

どのように保育をすすめていったらよいか困ったときには、次のことを心がけましょう。

◇ あせらずに、幼児一人一人と信頼関係をつくりましょう

どの幼児も保育者との関係ができていくと安心して過ごせるようになり、学級が落ち着いてきます。幼児の言動を褒めたり、認めたりすることを心がけましょう。

支援を必要とする幼児には、注意するが多くなりがちですが、気持ちを受け止め理解しようとすることによって少しずつ信頼関係をつくっていきましょう。

◇ 周りの人たちに助けを求めましょう

担任一人で大変さを背負わずに、園内支援体制に助けを求め協力してもらいましょう。

また、周りの幼児にも手伝ってもらいましょう。支援を必要とする幼児と共に生活してきた周りの幼児は、初めはとまどいもありますが、次第に保育者や支援を必要とする幼児のことを理解し、保育者のかかわり方をまねて、様々な場面でよき理解者として力になってくれるようになります。

1 安全で楽しい生活ができるような環境の見直し

◇ 全職員で、園の施設全体の安全を見直しましょう

大切な命を預かる施設として、日頃から安全面は特に配慮していることですが、支援を必要とする幼児は、予想を超えた行動をすることがあるので、受け入れにあたっては、危険がないか見直す必要があります。全職員で施設全体を見直し、安全面の配慮事項や危険箇所を共通理解しておきましょう。

たとえば、一人で外に出られないような門の鍵の位置やフェンスの高さ、固定遊具や木登りの樹木、危険な遊び方や見えにくい場所等、複数の目で点検して気付いたところを改善しましょう。受け入れてからでも、危険な行動が見られた時は、改善していきましょう。費用がかかりますが、命を預かる施設であるという自覚が必要です。



プランコの順番を待つ場所の工夫

◇ 安心してすごせる空間や時間を確保しましょう

○ 保育室や遊び場の環境

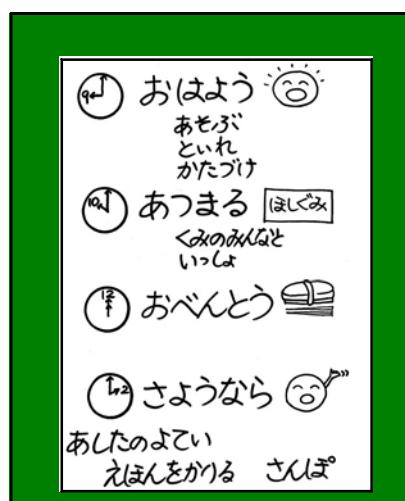
保育者は、幼児の姿が全体的によく見え、安全を確認しやすいように、見えにくい場所を少なくしましょう。遊びのコーナーとして意図的に凹凸を作ることも多いですが、初めのうちは、安全第一に考え、シンプルで隠れる場所の少ない配置にしましょう。幼児が動く時に衝突などが起こりにくいように動線を考え、机や椅子、遊具等を配置しましょう。

また、幼児は、落ち着きがなく注意がそれやすいため、刺激を減らし、壁面構成や遊具等はその時期に必要なものだけにして、保育室内の整理整頓をしましょう。楽しい遊びが展開され、幼児が身辺のことを自分でできるような環境構成を工夫しましょう。

○ 一日の生活の流れ

入園後、園生活に慣れるまでの間は、登園から降園までの流れは変えないで、幼児が見通しをもって安心して生活できるようにしましょう。毎日、同じ流れで過ごすことを繰り返すことによって、手順ややり方を覚えていきます。また、一日のスケジュールや次の予定をわかりやすくする工夫をするとよいでしょう。

なお、初めての集団生活を経験する幼児にとって行事等は、日常の生活とは違うため、不安や抵抗を感じることも多いので、幼児の年齢や実態に応じて無理なく参加できるように、行事の時期や内容、参加のさせ方等を工夫していきましょう。



今日の予定と明日の予定

2 育ち合いを促す保育のポイント

◇ 保育者が一番のモデルであることを意識して保育をしましょう

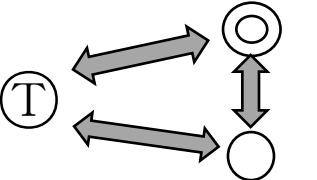
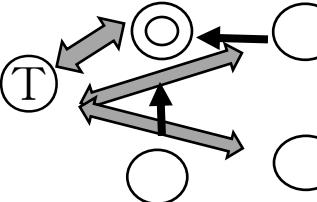
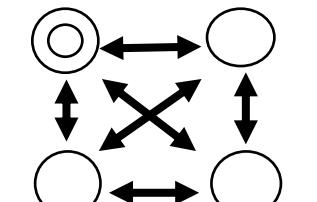
幼児は、保育者の声かけや動きなどから心の動きまでも敏感に感じ、受け止めています。保育者自身が、幼児のモデルとなっていることを意識して保育をすることが大切です。

幼児は、家族以外の人とかかわる経験が少ないので、人とかかわることがまだ苦手です。自分の思い通りになる家庭とは違い、思い通りにならない場面を多く経験することになります。幼児は、気持ちを言葉や行動で表していくことを集団生活を通して学んでいきます。保育者の声かけや動きは、人とのかかわり方のモデルとなっていきます。

◇ 周りの人や物に関心をもち、「まねる」ことを身に付けさせましょう

集団生活の中で、保育者や周りの幼児に関心をもち、それらをモデルとしてまねながら覚えていくことが育ち合いを促します。しかし、支援を必要とする幼児の中には、なかなか周りの人や物に関心をもてなかったり、まねることが苦手だったりする幼児もいます。初めは、保育者と一対一でかかわることから始め、次第に周りの幼児へ関心を向けさせてていきましょう。例えば、次のようなステップを踏んでいくと、支援を必要とする幼児と周りの幼児の育ち合いが促されていくことでしょう。

①保育者 ②支援を必要とする幼児 ③周りの幼児

ステップ1 保育者と一対一で、まねることを学ぶ段階 <ul style="list-style-type: none">保育者がモデルになります。まねができたら、即ほめましょう。 「よく見て、まねっこしてね。」「まねっこ、上手だね。」	
ステップ2 幼児をモデルに、まねることを学ぶ段階 <ul style="list-style-type: none">お互いに親しみのある関係の幼児だと効果的です。 「○ちゃん、お手本やってみせて。」「○ちゃんのお手本できるかな。」	
ステップ3 保育者がグループに入り、お互いにかかわり方を学ぶ段階 <ul style="list-style-type: none">支援を必要とする幼児の正面、隣は、モデルとなる幼児、やさしいタイプが望ましいです。保育者は、周りの幼児に支援を必要とする幼児へのかかわり方のモデルを示します。保育者は、支援を必要とする幼児に周りの幼児へ目を向けるよう促します。	
ステップ4 幼児同士がまねたり、教え合ったりする段階 <ul style="list-style-type: none">できるだけ幼児たちで行うことを大切にしながら、困った際には、保育者に助けを求めるようにする。幼児同士の関係をよく観察して、席替え等によりメンバーを交換しながら、かかわりあう友達を増やしていきます。	

◇ 環境づくりと支援の工夫をしましょう

- 幼児一人一人の目印のシールの絵は、幼児が分かりやすく、興味があるものにしましょう。
- 支援を必要とする幼児の席やロッカー等の位置は、分かりやすく保育者が支援しやすい位置にしましょう。
- 行動のモデルとなる幼児の席を支援を必要とする幼児の正面や隣にしたり、ロッカーを隣にしたりしましょう。
- 支援を必要とする幼児の行動に刺激されて落ち着かなくなりやすい幼児やトラブルになりやすい幼児は、席を離したり、行動がお互いに視界に入らないようにしたりしましょう。
- 幼児が行動の手順をわかり自分で行動できるように、手順や方法を視覚的にわかりやすく示し、それを見ながら順番に行動することを教えましょう。
- 保育者は、全体が見渡せて支援を必要とする幼児に支援しやすい位置に居ましょう。
- 保育者は、わかりやすい言葉を使い、次の行動がわかる短い指示を出すようにしましょう。
- 幼児同士がかかわり合い、助け合う機会をつくるようにしましょう。
- 支援を必要とする幼児が仲間に入ることができるように役割をもたせたり、遊びに入るきっかけをつくったりしましょう。

◇ トラブルになった時は、お互いに理解し育ち合う機会になるよう支援しましょう

- 望ましくない行動に対しては、きちんと注意をしたり、叱ったりするようにしましょう。（感情的にならず、冷静に伝えましょう。）
- 望ましい行動が見られたときは、みんなの前で話題に取り上げたり、ほめたりしてお互いのよさを認め合っていくようにしましょう。
- 支援を必要とする幼児への思いやりの行動が見られたときは、その行動をほめ、支援を必要とする幼児もうれしい気持ちであることを伝えましょう。
- 支援を必要とする幼児の行動が原因で、周りの幼児が嫌な思いをしてしまったときは、その嫌な思いに共感し、支援を必要とする幼児に注意を促すと共に、周りの幼児に支援を必要とする幼児の思いに理解を促すようにしましょう。
- 周りの幼児が支援を必要とする幼児の望ましくない行動等をまねたり、非難したりするようなことがあった場合は、支援を必要とする幼児の気持ちにも触れながら理解を促す機会にしていきましょう。

3 チーム保育（複数の保育者による保育）の工夫

園内支援体制を整えることによって、支援を必要とする幼児とその学級への支援を充実させることができます。副園長と特別支援教育コーディネーターが中心となり、全職員の配置を調整することによって、支援の必要な場面でチーム保育ができるようにしていくことは、育ち合いを促すうえで効果的です。複数の職員で保育をすることにより、支援を必要とする幼児はもちろんの

こと、周りの幼児へも必要な場面で援助が可能になります。複数の目で見ることで偏った見方を防ぐことができるのもチーム保育の良さといえます。チーム保育を行う場合のポイントは次の通りです。

◇ チームのメンバーで共通理解を図りましょう

- 学級経営方針、学級の長期と短期の指導のねらい、支援方針、活動内容とねらいを共通理解しておきましょう。
- 支援を必要とする幼児の発達の状況に合わせて、活動への参加のさせ方や援助の仕方、周りの幼児へのかかわり方を打ち合わせ、役割分担をしましょう。
- チームで保育をするという意識をもち、その場の状況に応じて臨機応変に行動しましょう。
- 保育後には、保育のすすめ方や役割分担について振り返り、幼児の姿について情報交換し、保育の評価と反省を次に生かしていくようにしましょう。

◇ 支援を必要とする幼児へ一対一の支援だけにならないように工夫しましょう

補助保育者は、支援を必要とする幼児と一対一の支援だけにならないように配慮し、周りの幼児へもかかわるようにすることが大切です。支援を必要とする幼児だけに対応していると、3歳児では、自分に目を向けさせようと行動することがあります。4・5歳児になると、補助保育者ることを支援を必要とする幼児の担当者と思い、自分たちからかかわったり、助け合ったりしなくなり、育ち合う機会を減らしてしまうことがあります。

補助保育者がどの幼児へもかかわることで、周りの幼児は、補助保育者に親しみをもち、補助保育者の姿から支援を必要とする幼児へのかかわり方を学んでいくようになります。補助保育者に周りの幼児も援助をしてもらうことができ、チーム保育が可能になります。

4 チーム保育により育ち合いを促す工夫（場面別）

日常の保育の中で、チーム保育の体制をとることにより、育ち合いを促すことができる保育のすすめ方を場面別に紹介します。

◇ 基本的な生活習慣を身に付ける場面（挨拶、所持品の始末、衣服の着脱、食事、排泄等）

3～4歳児は、まだ生活習慣が身に付いていないため、一人一人へ保育者の援助が必要です。特に、支援を必要とする幼児は、生活習慣が身に付きにくい場合が多いので、スマールステップで根気強く支援していくことが必要になります。そのため、複数の保育者での対応が求められます。

生活習慣を身に付ける場面は、毎日繰り返され、遊びの場面に比べて、幼児がそろって同じ動きをするので、周りの幼児の行動がモデルとなり、まねたり、流れにのって覚えたりしていくのに効果的な場面でもあります。個別の支援の中に、周りの幼児の行動に目を向け、モデルとしてまねさせることを意図的に取り入れていくとよいでしょう。

生活習慣が身に付いて、できることが増えていくと、幼児の気持ちが安定していきます。

◇ 学級での活動の場面

学級は、幼児が仲間意識を培う基本となる集団であり、安心して過ごすことができる場所になることが大切です。学級での活動の時間には、担任が一人で保育をすることが多くなりますが、一人で保育をすることが難しい活動では、チーム保育が必要です。

支援を必要とする幼児の中には、大勢の中に居ることに抵抗のある幼児もいます。初めから一緒に同じ活動することを目標とせずに、少しづつ参加できるようにしていくようにしましょう。次に、学級での一斉活動のうち、チーム保育をすることによって、個別の支援が可能になり、育ち合いを促すことができるすすめ方や工夫を紹介します。

① 描画や製作の活動

- ・できるだけ落ち着いた雰囲気の中で、描画や製作の楽しさを感じられるようにする。
- ・活動の時間全体の中で幼児と保育者がどのように動くかを考え、保育者が役割分担をして活動を進める。
- ・作り方の説明は、作り方を実演したり、手順を表示したりして分かりやすくする。
- ・発達や経験によって個人差が大きく、はさみや糊、絵の具等の扱いに慣れていないので、幼児一人一人の実態に応じて援助をしていく。
- ・材料の準備、後片付け・展示・完成後の静かな遊びの場所づくりや名前付け等、前もって準備できることをしておき、活動中は、幼児に十分援助ができるようにする。
- ・支援を必要とする幼児の実態に応じて、どの時間帯に保育者がかかわりながら製作に取り組むとよいか工夫する。

支援を必要とする幼児(C 1)の製作の時間を活動の後半に位置付け、2人の保育者(T 1・T 2)が役割分担したことにより、どの幼児にも十分援助ができるように工夫した例

全体の動き	支援を必要とする幼児	T 1 の動き	T 2 の動き (C 1 につく)
・道具や材料を準備する	・道具や材料を準備する	・道具や材料の準備の指示を出す	・T 1 の説明を聞くよう支援する
・作り方を知る	・作り方を知る	・作り方を説明する	・C 1 の傍らで、近くの児童の作業を見るよう促しながら、近くの幼児の援助する
・作る	・他の幼児の様子を見て学ぶ	・他の幼児を援助する ・完成したものを展示し、がんばりや工夫を紹介する	・C 1 と作る ・C 1 のがんばりを認め、T 1 に見せに行くことを促す
・T 1 や T 2 に見せる		・C 1 の作品のがんばり、工夫を紹介する	・C 1 と共に片付ける
・片付ける	・T 2 と共に作る		
・静かに休む（絵本を見る 等）	・T 1 に見せる ・片付ける		

② ルールのある遊び

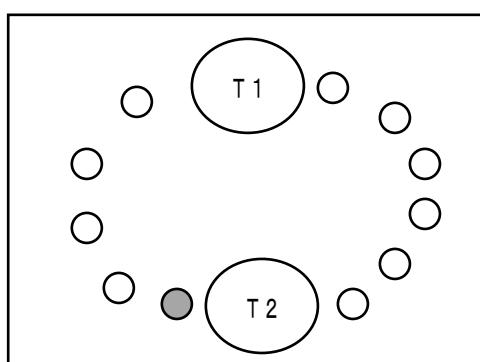
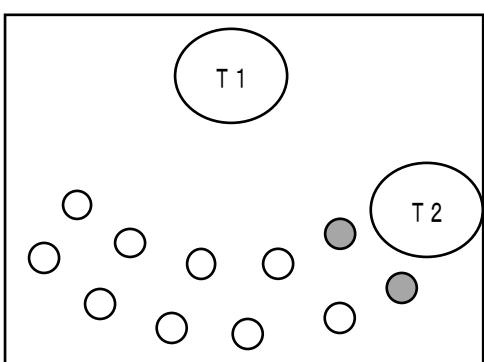
- ・学級の仲間と一緒に遊ぶ楽しさを感じられるようにする。
- ・支援を必要とする幼児がルールを理解できないと一緒に楽しむことができないだけではなく、ルールが守られないために周りの幼児も楽しい活動にはならないので、ルールの理解の実態を把握して、事前に個別に基本的なルールを理解させておく。
- ・自由な遊びの時間などを利用して、そのゲームの基盤となるルールや動き方の基本を教え、学級での活動に参加できるようにしていく。
 - 例) ジャンケンを含むゲーム…ジャンケンのタイミングや勝ち負けがわかる。
 - 椅子を引っ越すゲーム…合図を聞いて急いで椅子に腰掛ける。
 - ボールや縄等を使う遊び…ボールや縄等に触れ、面白さや扱い方を知る。
- ・ルールがわかりやすいように、カラー帽子の着用や絵等の視覚的な手がかり、音楽やピアノ・笛等の楽器による聴覚的な工夫を行う。
- ・チーム対抗のゲームの時は、各チームのメンバー構成に配慮してチームを編成し、支援を必要とする幼児のいるチームの友達関係に配慮してかかわる。

③ 運動的な遊び（2学級合同の活動によるチーム保育）

担任の指示を聞いて学級ごとの活動ができるようになってくる4歳児後半から、2学級合同で活動することにより、チーム保育を行うことができる。

- ・開放的な気持ちで、体を動かして遊ぶ楽しさを感じられるようにする。
- ・広さを考慮し、活動内容、動きと休息、運動量等、安全面を配慮して計画し、実態に応じて変更できる柔軟性をもつ。
- ・T1は全体を見渡してすすめ、T2は主に個別の援助を行う等の役割分担をしておく。
- ・T1は、支援を必要とする幼児に動きがよく見え、まねがしやすくなるような位置に、T2は、支援しやすい位置に居る。
- ・保育者は、2学級の実態を把握しておく、お互いに2学級の幼児にかかわるようにする。
- ・使用する用具や音楽機器など前もって用意できるものは設定しておく、用具の移動等の役割分担をしておく。

T1が中心となって活動を進め、T2は、支援を必要とする幼児を中心に個別に支援をしていく場合の二人の保育者と、支援を必要とする幼児の位置の例



- ・列が複数になる場合は、支援を必要とする幼児の実態に応じて、前にしたり後方にしたりする。
- ・T2は、特定の幼児のみの支援だけでなく、周りの幼児にも援助する。

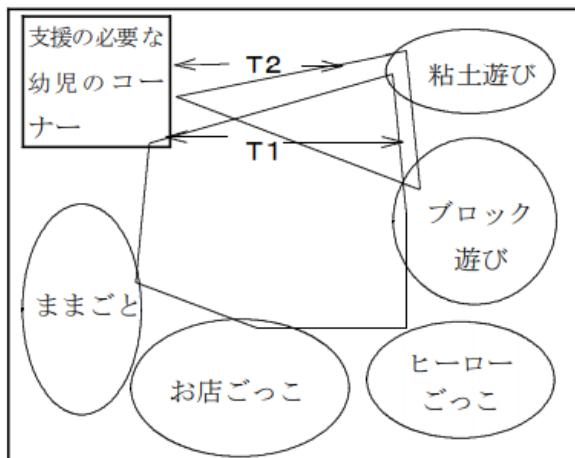
◇ 自由な遊びの場面

自由な遊びの時間は、学級の枠を外して、個々に応じた指導や援助を行うことができる所以、幼児について園内で共通理解がなされていれば、担任以外の保育者達と複数で保育する事が可能になります。遊びを転々としたり、危ない遊び方をしたりした場合に、担任が追いかけなくても、近くの保育者に対応してもらうことができます。もちろん、危険な行動が多い時は、保育者が幼児に付き安全を確認することも必要です。

また、支援を必要とする幼児の中には、同年齢の幼児の遊びには関心を示さず、異年齢の幼児の遊びに関心を示すことがあります。その場合、異年齢の遊びに加わり異年齢の幼児や担任以外の保育者とかかわったりすることもできます。

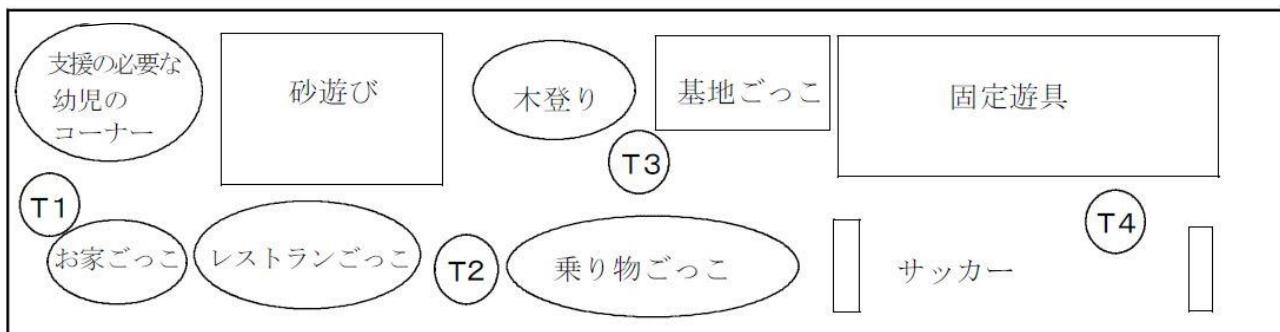
多くの遊びが展開されていると、それぞれの遊びに保育者の援助が必要です。支援を必要とする幼児は、遊びを転々としがちなので、周りの幼児も落ち着いて遊ぶことのできるような状況をつくることが大切です。支援を必要とする幼児には、安心して過ごすことのできる居場所をつくるようにすると落ち着くこともあります。初めのうちは、興味のある遊びに保育者と一緒にかかわってもらおることで、そこが安心できる居場所になります。遊びが充実してくる時期には、刺激の多すぎない場所に遊びのコーナーを用意したり、保育者が交代でかかわるようにしたりすることで、落ち着いて遊ぶことができます。周りの幼児の遊びに関心を示したときは、保育者が一緒にかかわることで、周りの幼児も安心して遊ぶことができます。

支援を必要とする幼児の遊びのコーナーを作ることによって、お互いに安心して遊ぶことができるよう環境調整した例



- ・衝立等で周りの視覚情報を遮ることで安心できる幼児もいます。
- ・支援を必要とする幼児の好む遊具を用意しておきます。(独占的にならないように注意しましょう。)
- ・支援を必要とする幼児が、少しでも周りの友達の遊びを気にしたり、周りの幼児が支援を必要とする幼児の遊びに興味をもった際には、かわり合えるようにしましょう。

園庭での自由遊びの時に、複数の保育者で持ち場を担当し、幼児の遊びにかかわる能够ないように環境調整した例



§ 2 支援を必要とする幼児へのかかわり方

気になる姿は、幼児期の発達の状態なのか、障がいによるものなのか区別できないことがあります。しかし、その状態に応じて、早い時期から支援していくことによって発達を促すことができます。園内支援体制の協力を得て、個々に応じた支援をしていくことで発達が促されていきます。

そのためには、気になる状態が生じている場面、状態が生じる前後の周りの様子や関係性など、観察・記録して、本人の特性を踏まえて支援を検討する必要があります。

支援を必要とする幼児へのかかわり方や配慮のポイントを具体的に写真等も提示しながら取り上げている「いわて こども発達支援サポートブック～子どもの発達によりそう支援～保育者編」を紹介します。

「いわて こども発達支援サポートブック～子どもの発達によりそう支援～保育者編」

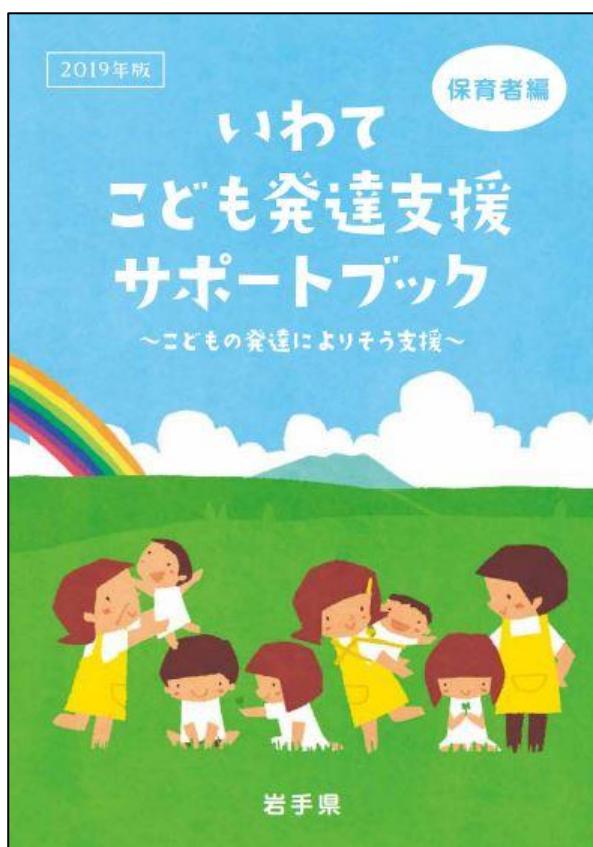
子供たちは、みんな違う個性を持ち、それぞれの感じ方があり、よいところを持っています。保育者は、子供たちのよいところを伸ばしていくために子供たちの様子に目配りをしながら、支援をします。

このサポートブックは、日頃の子供たちへのかかわり方に悩んでいる保育者によりそい、子供たち一人一人にあった保育を実践するための手助けとなることを願って作成しました。

(岩手県 保健福祉部 障がい保健福祉課
ホームページより)

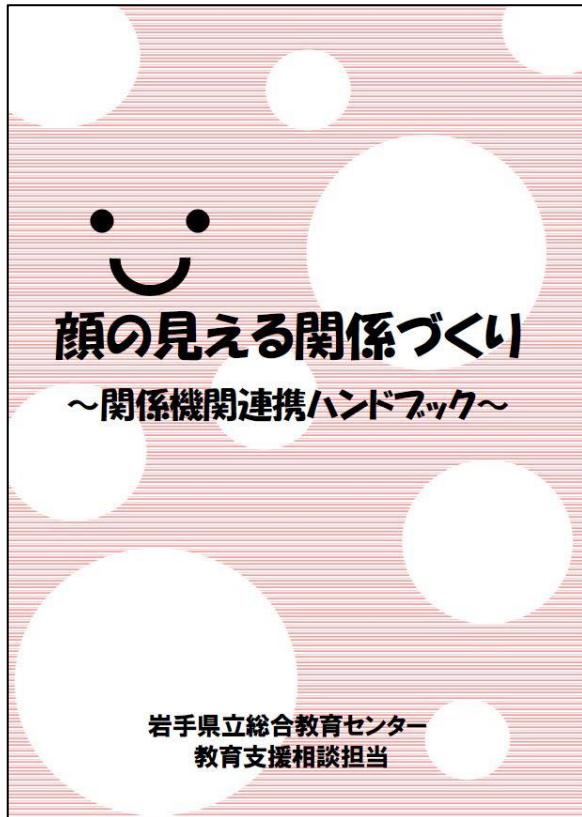
目次

- 1 保育者の気づきと支援の大切さ
- 2 全職員で支援体制づくり
- 3 一人一人を大切にした支援にあたっての基礎知識
- 4 一人一人を大切にした支援の取り組み
- 5 家族とともに歩む養育支援の取り組み
- 6 相談機関との連携について
- 7 学校との連携について



岩手県保健福祉部障がい保健福祉課
ホームページからダウンロードできます。

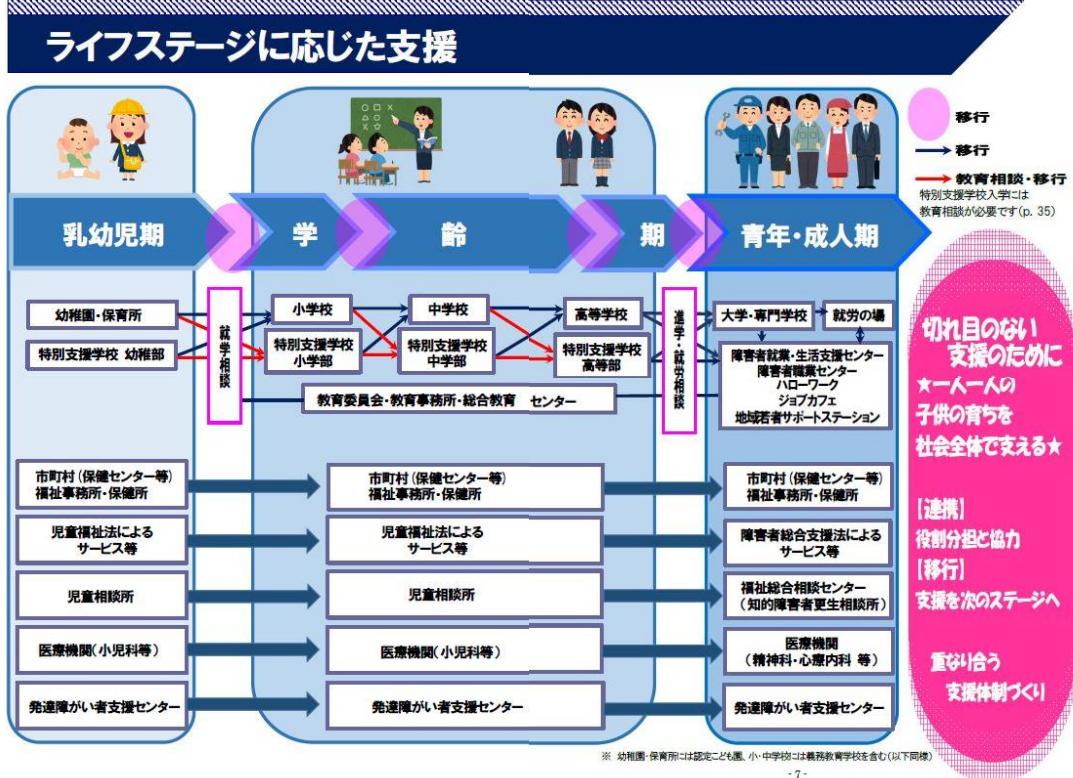
「顔の見える関係づくり～関係機関連携ハンドブック～」



「第Ⅱ章 園内支援体制の役割」で引用した、ハンドブックは、関係機関連携において、いつ、どのような関係機関と連携すれば良いのか、またその進め方、学校（園）がるべきことはどのようなことかについてまとめています。

様々な事例、関係機関の連絡先等も掲載しています。

岩手県総合教育センターのホームページからダウンロードできます。



第IV章 実践事例

この章の内容

園内支援体制において行われた実践事例について紹介します。

§ 実践例 1 関係機関との連携

§ 実践例 2 共に育ち合う関係づくり

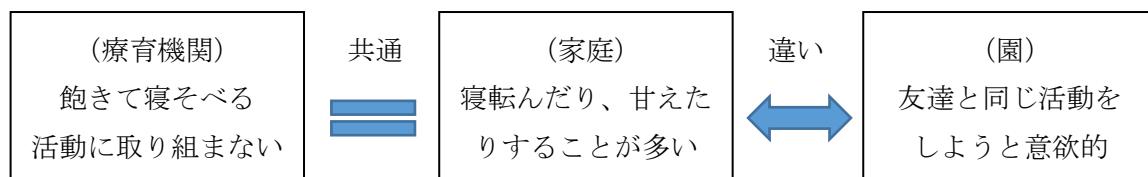
§ 実践例 3 チームで取り組む保護者支援



§ 実践例 1 関係機関との連携

身体機能疾患のあるA児について、保護者と園、療育機関と連携した例である。

課題 保護者が、A児の園での様子を療育機関に伝える際に、園での様子が家庭や療育機関での様子と違いがあり、口頭で伝えることに苦慮していた。療育機関からは身体への影響を考え、運動や遊びを軽減するようアドバイスが出たが、園では、A児の活動意欲を損ねることになるのではないかと不安になった。



映像と連絡シートの活用

【映像】園での活用の様子を撮影

【連絡シート】園での様子を記入、A4サイズ1枚（項目…運動、遊び、食事、生活、園からの質問事項）

事前に保護者と面談を行い、上記の内容を共通確認し、受診の際に持参してもらった。

成果 上記の活用により、口頭で説明する保護者の負担感が減り、園での様子が具体的に伝わるようになった。これにより、活動の制限についてはA児の様子に合わせた柔軟な対応へと変化することとなった。

療育機関からは、戸外遊びの様子や園で使用しているテーブル・椅子がA児に合っているのかを確認したいので、撮影してほしいとの要望もくるようになり、A児に適した環境づくりを考えることにもつながった。さらに、行事等で配慮すべきことや日常生活の中で留意する点についてもシートを活用することで、専門的な立場からアドバイスをもらうことができた。

同じ映像や資料を使うことで、三者が共通理解する上で、今まで保護者にも伝わりきれていた園での様子を細かく伝えることができ、保護者と共にA児の成長を見守り、喜ぶ機会となった。また、園と療育機関が専門的な見解を交えて情報交換をすることで、園にも新たな気付きがあり、A児にとってより良い環境を整備することができた。一方的な連携ではなく、お互いに知りたいことを聞き合えるような関係をつくることが大事であることが分かった。

ポイント

伝える側からは、たくさん情報を伝えたくなりますが、情報が多くなると精査する手間がかかります。焦点をしぼり簡潔に書く方が伝わりやすいです。分量もA4サイズ1枚程度が丁度よいようです。

§事例2 共に育ちあう関係づくり

初めての活動には苦手意識が強く活動することが難しい、上手くできないとその場から逃げ出す、友達とかかわる場面では、手が出たり癪癩を起したりするB児が、クラスの友達とのかかわりを通して感情をコントロールしていった例である。

周りの子供たちの様子…癪癩を起したB児にどう関わっていけばよいのか困っている姿が見られ、「どうしたらいいのか。」と先生に聞いてくる子もいた。

B児の1年間のねらい

- ・自分でできることを増やしていきながら、集団の中で友達と一緒に生活する楽しさを感じられるようになる。
- ・相手の気持ちを受け入れ、自分の気持ちを言葉で伝え、折り合いをつけながら友達と一緒に活動を進めていく方法を知る。

園内でのケース会議で確認したこと

B児は、経験した事には対応ができるようになってきているので、できないことへの悔しさや悲しき、苦しい気持ちに寄り添いながら、どのように行動すれば良いのかを、具体的に伝えていく。

【学級全体への言葉かけ】

- ・「失敗や間違いは、悪いことではなく、かつこいい事。」「困った時に先生に聞ける人は、かつこいい人。」「失敗は、成功の基。」を繰り返した。

【クラスでの話し合い】(B児が欠席した日に 子供たちの思いを聞き、話し合った。)

- ・「ダメ」という言葉は使わない。
- ・具体的にどうして欲しいのかを やさしい言い方で伝える。教えてあげる優しい気持ちをもつ。
- ・どうしていいのか分からぬ時は、先生を呼ぶ。

(エピソード1 折り紙活動)

- ・活動の前に「分からない時は先生に聞く」約束を事前に行った。うまくできなくて苛々がつのってきた様子だったが、自分で「先生、分からないから教えて。」と言うことができた。近くにいた友達が「怒らないで聞けたね。すごい！」と発言。B児は、恥ずかしそうに笑顔で頷いた。

(エピソード2 運動会)

- ・練習では、負けると泣き叫んだり崩れ落ちたりしていた。その都度「負けて悔しいと感じる気持ちはよいことだから、泣いてもいいんだよ。」と話すと、担任のそばで、顔を隠しながら泣いて気持ちを落ちつかせようとしていた。しかし、「○○組のばか。もう嫌だ。」と言ったり、砂を投げたりすることもあった。
- ・当日は、遊戯は友達と笑顔で参加。綱引きで負けた悔しさから「もう嫌だ。」などと言ったが、近くの友達が「よく頑張ったよ。かつこよかったよ。次は、リレーだから頑張ろう。」と優しく声をかけ頭を撫でていた。担任以外の声がけで初めて気持ちを切り替えることができた。リレーは2

位になり、悔しい気持ちで一杯だったが、その場では受け入れようとしていた。閉会式で、リレーの話題になると我慢しきれず「楽しくない。」と言い、担任に寄りかかり、気持ちを落ち着かせようとしていた。

(エピソード3 ドッジボール大会)

- ・運動会を経て、さらに勝敗にこだわる傾向が強まった。アウトになっても外野に出ず、友達に指摘されると逃げ出す。
- ・外野から内野に戻れる方法を繰り返し伝えることで、ルールが少しずつ分かってきた。
- ・ドッジボール大会の日に、学級全体へ向け「勝ち負けはあるけど、先生も頑張って応援するから、かっこいい姿を見せてね。」と伝えた。B児は、最後まで逃げ出さず参加することができた。最後の挨拶まで終えてから、担任のところへ駆け寄り、悔し涙を流した。

小学校への引継ぎ

- ・市教育委員会で示している「就学支援シート」を活用し、小学校へ情報を引き継いだ。

小学校での様子

- ・春に行われた運動会では、教員が傍につくことなく、友達と一緒に参加していた。玉入れで負けて悔しがる姿はあったが、自分で気持ちを切り替えていた。
- ・運動会への取組の一環として、「レベルアップカード」を用いていた。B児と目標を共有し、出来たらシールを貼り、毎日、保護者と褒め合った。保護者から「シールが10個溜まったら、金メダルを作ります。」と意欲的な言葉もあり、当日まで頑張ることができた。「失敗は成功の基。」「失敗はレベルアップ。」という言葉を自分で言いながら、気持ちの切り替えを行っていた。その姿を学級の友達も見ており、苦手なことにどのようにすればいいのか一緒に考えることにつながっている。

成果 園と小学校で同じような言葉を繰り返し使用することで、B児の気持ちの拠り所となり、感情をコントロールする上でのキーワードになっていた。

B児が発する言葉が、園や小学校での学級の子供たちを励ましたり、相手を思う心を成長させたりすることにつながっていた。

ポイント

不安になるだろう、困難さがあるだろう等、予想される場合は、事前に困ったらどうするのかを確認し、本人がヘルプサインを出した際には必ず対応する（助ける）ことで、望ましい行動へ導くことができます。何か事が起こってから対応するよりも、本人も支援する側もスムーズです。

キーワードを、「全体」に伝えるか「個」へ伝えるか等、その都度、状況に応じて判断し対応することで、個の成長だけでなく、学級全体の成長へとつながっています。

§事例3 チームで取り組む保護者支援

支援を必要とするC児の保護者が、新年度、担任やサポート教員が変わったことで不安感を抱いた。その保護者への支援を副園長がコーディネーターとしてチームで行った例である。

毎日の情報共有の工夫

- 毎日の登降園の時間に、園門や玄関にて保護者と顔を合わせ、日常の様子を伝えたり、家庭での様子を聞いたりした。

保護者と担任・サポート教師をつなぐ

- 担任やサポート教員と情報を速やかに共有した。さらに状況に応じて、保護者と担任、必要に応じてサポート教員も含め、話合う場面を設定した。

保護者

副園長

先生、うちのCがパニックになっています。

そうなんですね…お家ではどんな様子ですか？

幼稚園のことを聞くと泣き始めるんです。あんなに幼稚園好きだったのに…。好きな絵も泣いている顔の絵ばかり描きます。

それは心配ですよね…

絵を描きながら話してくれるんです。新しい先生が、前の先生と違う言い方をすると。先生から伝えてもらえますか？「～はダメ。」「～じゃないです。」とか否定文でパニックになるんです。先生から伝えてもらえますか？

Cちゃんが、そう話しているんですね。分かりました。先生方に伝えますね。Cちゃん、絵を描きながら幼稚園での話をたくさんしているんですね。お母さんがしっかり聞いてCちゃんの思いを受け止めてくれるからなんですね。

そういえば、私がしっかり理解するまで、最後まで話すようになりましたね。

この会話を受けて、園内委員会では以下の確認を教職員間で行った。

戸惑って泣くC児の姿をマイナスと捉えるのではなく、今、壁を乗り越えようとしている成長の姿として、保護者に丁寧に伝えていくことが必要

暑くてスカートをまくったことを友達に「恥ずかしいよ。」と注意を受けたC児。C児は、サポート教員が注意したと捉え「恥ずかしいって言わないで。」と何度も訴えた。サポート教員は言っていないと伝えるが理解できない様子であった。そこで、「暑いからスカートをまくったんだよね。でも、パンツが見えるから恥ずかしいよって友達が教えてくれたんだよ。」と丁寧に伝えた。

サポート教員はこの出来事を保護者へ「私にも言われたような悲しい気持ちになったのでしょうか。でも、ゆっくりお話しすると、涙を拭いて「パンツが見えると恥ずかしいの？」と尋ねてきました。Cちゃんなりに何か気がつけたのかなと思いました。」と伝えた。

保護者

副園長

丁寧にかかわってくださっていることが分かりました。とても嬉しいです。

様々な先生方の、いろいろなかかわり方に対してCちゃんは一生懸命向き合っていました。思い通りの言葉が返ってこないので、泣いたけれど、どうしたいか考えたんですね。こうして世界を広げていっているんですね。

音に過敏があり、保護者が運動会へ向けて耳栓の使用を考えている情報があり、降園時に副園長から話しかける。

え？じゃあ、耳栓はなくていいんでしょうか。パニックになつたら大変と、もつてこようと思っていたんです。

始めは「やらない。」と言って遠くに座っていたのに、音楽が鳴りだしたら自分からみんなの所に走ってきたんですよ。一緒にやりたいっていう気持ちが伝わってきて、先生方と喜んでました。

自分から並んだんですか？

そうなんですか！うれしいです。担任の先生から詳しく聞きます。ありがとうございました。

どうするのかCちゃんと、一緒に考えていきましょうね。かけっこの時、サポートの先生の声がけて自分で並んでいましたよ。自分の番のとき、耳に手をあてて「ようい、ドン！」と言って、笑顔でかけていきました。詳しくは、担任の先生に聞いてみてくださいね。

その後、担任と笑顔で話して帰った。

成果 保護者は、子供の様子によって不安感が高まることがあるものの、子供の姿や成長の様子、子供に対する思いや願いを共有することで、共に喜び合えるようになってきている。

毎日、職員間で情報交換を行い、それぞれの立場や役割で支えながらチームで保育を展開していくことの大切さを改めて感じた。

ポイント

副園長が、さりげない日常会話の中で、保護者の不安な気持ちを共感しながら聞きとつて、担任等へつなぐ役割を行っています。そして、かかわる職員で情報をこまめに共有し、対応することにつながっています。

また、C児の思いもくみ取りながら、支援していること、成長している様子を具体的に伝えることで、喜びあえる関係づくりができています。

資料編 (シート)

各シートは、必要に応じて活用ください。

○ 「園内支援体制計画シート」

○ 「フェイスシート」（個別の教育支援計画の一部）

* 外部連携や引継ぎ資料としても活用できるように保護者の了解を得る欄があります。

○ 「支援計画シート」（個別の指導計画）



「園内支援体制計画シート」(記入例)

○…取組みの準備、検討

◎…取組み始める

		内容	実施開始時期の目安	備考																								
I 園内体制づくり	1	組織づくり ・園内委員会の編成 ・園内委員会開催についての計画	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>→</td><td>○</td> </tr> </table>	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3月	○									○	→	○	4月から新メンバーで活動 1月から新年度の計画す進める
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3月																	
○									○	→	○																	
2	特別な支援を必要とする幼児の確定 ・全園児の実態把握 ・園内委員会での支援対象児の決定	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td>○</td><td>○</td><td>→</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3月	○	○	→											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3月																	
○	○	→																										
3	コーディネーターの指名と役割の確認 ・コーディネーターの指名 ・園内委員会内での役割分担とコーディネーターの役割確認	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td> </tr> </table>	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3月	○											○		
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3月																	
○											○																	
4	園内委員会での対象幼児の状況の把握と支援についての検討 ・園内委員会の開催 ・対象幼児の現状の把握 ・支援方針についての検討	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>→</td><td></td><td>○</td> </tr> </table>	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3月	○									→		○	児童の把握は4・5月。支援方針は、5月末までに計画する。	
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3月																	
○									→		○																	
II 指導の充実	1	対象幼児の個別の指導計画の立案 ・課題の整理 ・指導計画の作成	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td>○</td><td>○</td><td>→</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>→</td><td></td> </tr> </table>	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3月	○	○	→								→		評価改善と合わせて定期的に加筆、修正する
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3月																	
○	○	→								→																		
2	個別の指導計画に沿っての指導実践	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td>○</td><td>→</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>→</td><td></td><td></td> </tr> </table>	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3月	○	→	○							→				
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3月																	
○	→	○							→																			
3	指導実践に対しての評価・改善 ・目標、支援方法についての検討 ・改善案の作成	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td>○</td><td>→</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>→</td><td></td><td></td> </tr> </table>	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3月	○	→	○							→			かかわる職員で、定期的に実施する。	
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3月																	
○	→	○							→																			
III 研修の充実	1	特別支援教育にかかわる研修会の実施 ・研修会の企画 ・研修会の実施	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td></td><td>○</td><td>→</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3月		○	→		○				○				
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3月																	
	○	→		○				○																				
2	特別支援教育にかかわる日常的な情報交換 ・情報提供を担う担当の人選 ・情報の提供	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td>○</td><td>○</td><td>→</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>→</td><td></td><td></td> </tr> </table>	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3月	○	○	→							→				
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3月																	
○	○	→							→																			
IV 保護者への理解啓発	1	保護者に対して支援を必要とする幼児への理解啓発 ・理解啓発方法の検討 ・理解啓発活動の実施	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3月	○												時期は決めず、必要に応じて実施 4～5月の園だよりで知らせる
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3月																	
○																												
2	支援を必要とする幼児の保護者を対象とした教育相談の計画と実施 ・教育相談体制（人、場所、時間等）の検討、計画 ・教育相談活動の周知・実施	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td>○</td><td>→</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>→</td><td></td><td></td> </tr> </table>	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3月	○	→	○							→				
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3月																	
○	→	○							→																			

「園内支援体制計画シート」

		内容	実施開始時期の目安	備考													
I 園 内 体 制 づ く り	1	組織づくり ・園内委員会の編成 ・園内委員会開催についての計画	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3月 <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>														
2	特別な支援を必要とする幼児の確定 ・全園児の実態把握 ・園内委員会での支援対象児の決定	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3月 <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>															
3	コーディネーターの指名と役割の確認 ・コーディネーターの指名 ・園内委員会内での役割分担とコーディネーターの役割確認	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3月 <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>															
4	園内委員会での対象幼児の状況の把握と支援についての検討 ・園内委員会の開催 ・対象幼児の現状の把握 ・支援方針についての検討	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3月 <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>															
II 指 導 の 充 実	1	対象幼児の個別の指導計画の立案 ・課題の整理 ・指導計画の作成	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3月 <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>														
2	個別の指導計画に沿っての指導実践	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3月 <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>															
3	指導実践に対しての評価・改善 ・目標、支援方法についての検討 ・改善案の作成	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3月 <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>															
III 研 修 の 充 実	1	特別支援教育にかかる研修会の実施 ・研修会の企画 ・研修会の実施	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3月 <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>														
2	特別支援教育にかかる日常的な情報交換 ・情報提供を担う担当の人選 ・情報の提供	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3月 <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>															
IV 保 護 者 へ の 理 解 啓 発	1	保護者に対して支援を必要とする幼児への理解啓発 ・理解啓発方法の検討 ・理解啓発活動の実施	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3月 <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>														
2	支援を必要とする幼児の保護者を対象とした教育相談の計画と実施 ・教育相談体制（人、場所、時間等）の検討、計画 ・教育相談活動の周知・実施	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3月 <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>															

「フェイスシート」(表) (記入例)

記入年月日 ○年○月○日		園名 △△幼稚園	作成者 花巻 仙太
ふりがな 氏 名	いわて けんた 岩手 県太	(男)・女) 生年月日 (年齢)	○年 ○月 ○日 (○歳)
保護者氏名	岩手 県太郎		
家庭の状況 (家族構成)	祖母 (パート)、父 (会社員)、母 (パート)、姉 (○○小学校 2 年) 幼稚園への送迎は、主に母。時折、祖母の時有り。参観日には、父も参加することあり。		
連携の状況 等	視点：家族の誰とつながることができ、どのぐらい協力が得られるか 等		
興味・好きなこと	電車ごっこ ブロック (一人で遊ぶのが好き)		
苦手なこと	時間で次の活動に切り替えること (満足するまで、やり続ける) 思いどおりにならないと暴れる。友達と遊ぶのが苦手。		
本人・保護者の 願い	保護者は、暴れないで、友達と遊べるようになってほしいと願っている。		
入園前の様子 (発達状況、 体験入園 等)	首のすわり：3ヶ月、始歩：2歳 体験入園：好きなこと (電車を並べる) は、時間を忘れて遊んでいた。話しかけても聞いていないように思われた。 視点：発達の状況や困難な状況の背景 等		
現在までの 相談等の記録 (診断名、手帳の 保持等も含む)	3歳児検診…ことばについて相談。様子をみることとなった。 巡回相談 (○○市教育委員会) を受けた (○月○日) ・本児が達成可能な目標の設定と具体的な達成基準を示すこと ・具体的な指示を出すこと等のアドバイス		
現在の連携機関・ 支援機関	機関名	担当者	内 容
	なし		

「フェイスシート」

記入年月日	園名	作成者	
ふりがな 氏 名	(男・女)	生年月日 (年齢) 年 月 日 (年 歳)	
保護者氏名			
家庭の状況 (家族構成) 連携の状況 等			
興味・好きなこと			
苦手なこと			
本人・保護者の 願い			
入園前の様子 (発達状況、 体験入園 等)			
現在までの 相談等の記録 (診断名、手帳の 保持等も含む)			
現在の連携機関・ 支援機関	機関名	担当者	内 容

「フェイスシート」(裏) (記入例)

記入年月日

作成者

(○ : 長所

△ : 困難さ・課題)

幼児の実態	健康 (気持ちの安定、食事、排泄、生活リズム等)	○自分の持ち物の片付けが、自分でできる。 △思いどおりにならないと泣いたり、教室から飛び出したりする。 △偏食があり、野菜はほとんど残す。
	人間関係 (保育者、他児、集団の中でのかかわり等)	○担任やサポート教員とかかわりがとれるようになった。 △ブロックで遊んでいる時は、話しかけても聞こえていない様子。
	環境 (自然、事物への関心や、かかわり等)	視点：領域ごとに整理、 幼児の実際の姿を記入
	言葉 (感情、要求の表現、理解、発音・发声等)	
	表現 (感情表現、身体表現、遊び等)	
学級の実態	本児への支援で生かせること	やさしく声をかけて、遊びに誘ったり、集団での活動へ誘ったりする子が数名いる。 視点：学級の中での本児への支援の資源として活用できること 本児への対応、支援の妨げになること 等
	本児へのかかわりでの課題	思い通りにならないと泣くため、遊びに入れない子が数名いる。
支援方針	本児への個別支援	・言葉での支持と絵カードを併用して伝えたり、友達をモデルとして活動できるよう促したりする。 ・本児の好きな遊びに興味のある子を増やして、かかわる友達を広げる。 視点：1年程度の長期的な視点 等
	学級への全体支援	・みんなが得意なこと、苦手なことがあること、努力しようとする友達を応援する気持ちを育てる。 ・教室を飛び出した際には、担任以外が対応する。
	家庭での保護者による支援	一日の流れに沿った生活ができるように、家庭で利用できる日課表を作り、利用してもらう。

関係機関と連携する際、情報を共有することに同意します。

年　月　日　保護者氏名

印

「フェイスシート」(裏)

記入年月日

作成者

(○ : 長所

△ : 困難さ・課題)

幼児の実態	健康 (気持ちの安定、食事、排泄、生活リズム等)	
	人間関係 (保育者、他児、集団の中でのかかわり等)	
	環境 (自然、事物への関心や、かかわり等)	
	言葉 (感情、要求の表現、理解、発音・発声等)	
	表現 (感情表現、身体表現、遊び等)	
学級の実態	本児への支援で生かせること	
	本児へのかかわりでの課題	
支援方針	本児への個別支援	
	学級への全体支援	
	家庭での保護者による支援	

関係機関と連携する際、情報を共有することに同意します。

年　月　日　保護者氏名

印

「支援計画シート」(記入例)

支援期間：○月○日～○月○日

【支援目標】

実 態	目 標
遊びに夢中になっていると、遊びを止めて、次の行動に切り替えることが難しい。	保育者の指示により、外遊びから保育室に入ることができる。(5日間連続)

視点：具体的な姿、評価基準 等

【支援方法】

具体的支援方法	主な支援者（担当者）	主な支援場面
朝、絵カードを使用し、日程について確認をする。	担任	朝
遊び終了の5分前に個別に声をかける。終了時刻には、次の活動の絵カードを提示し、室内に移動することを伝える。	担任、サポート教員	外遊び（園庭）
保育室に入ったら、即時、称賛する。	担任、サポート教員	保育室

視点：始めは、限定した人、場所で取り組む
次第に「いつでも」「どこでも」「だれとでも」と広げていく

評価：○月○日

【支援の評価】

【幼児の様子】
・取り組み始めて2週目に、次第に移動できるようになってきた。週の後半になるにつれて定着していた。○月○日～○日まで連続で達成できた。褒められることが増えたため、室内でも落ち着いて次の活動に取り組んだ。
【継続する支援】
・朝の見通しがもてる事、事前に声をかけること（活動の絵カードの提示も含む）、即時ほめることができ効果的であったので、継続する。絵カードなしで、声掛けのみにしてステップアップを図る。

【次の目標・改善する支援案 等】

- ・保育者の指示により、外遊びから保育室に入ることができる。(5日間連続)
(支援のステップアップ)

「支援計画シート」

支援期間： 月 日～ 月 日

【支援目標】

実 態	目 標

【支援方法】

具体的支援方法	主な支援者（担当者）	主な支援場面

評価： 月 日

【支援の評価】

【幼児の様子】
【継続する支援】

【次の目標・改善する支援案 等】

【引用文献】

- ・岩手県教育委員会（2019）、『特別支援教育指導資料No.47「引継ぎシート 作成・活用ガイドブック』』
- ・岩手県立総合教育センター（2019）、『顔の見える関係づくり～関係機関連携ハンドブック～』
- ・岩手県（2019）、『いわてこども発達支援サポートブック 家族編』『いわてこども発達支援サポートブック 保育者編』
- ・長崎勤・古澤頼雄・藤田継道編著（2006）、『臨床発達心理学概論』ミネルヴァ書房
- ・文部科学省（2017）、『発達障害を含む障害のある児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～』
- ・文部科学省（2012）、『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）』
- ・文部科学省 中央教育審議会（2005）、『特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）』
- ・文部科学省（2003）、『今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）』

【参考文献】

- ・岩手県立総合教育センター（2016）、『中学校・高等学校における特別支援教育校内体制の確立に関する研究』
- ・岩手県立総合教育センター（2004）、『小・中学校の通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する「校内協力に基づく」指導の在り方に関する研究』
- ・尾崎康子・小林真・水内豊和・阿部美穂子編（2018）、『よくわかる障害児保育第2版』、ミネルヴァ書房
- ・社本郷一夫著（2006）、『保育の場における「気になる」子供の理解と対応』、ブレーン出版
- ・全国特別支援教育推進連盟（2016）、『幼稚園・小中高等学校における特別支援教育の進め方②校内体制を築くために』、ジアース教育新社
- ・日本発達心理学会企画／柏木恵子・藤永保監修、藤崎眞知代・本郷一夫・金田利子・無藤隆編著（2005）『シリーズ／臨床発達心理学5 育児・保育現場での発達とその支援』、ミネルヴァ書房
- ・無藤隆監修（2006）、『実践 新幼稚園教育要領ハンドブック』、学習研究社
- ・無藤隆・神長美津子他編集（2005）、『「気になる子」の保育と就学支援』、東洋館出版
- ・渡部信一・本郷一夫・無藤隆編集（2005）、『保育の内容・方法を知る 障がい児保育』、北大路書房

特別支援教育指導資料 No.48

支援が必要な幼児の育ち合いを促す保育ガイド
－特別支援教育園内体制づくりをとおして－【令和2年度改訂版】

発 行 日 令和3年3月

発 行 者 岩手県教育委員会事務局学校教育課

〒020-8570 盛岡市内丸10-1

電話 019-629-6143（直通） FAX 019-629-6144

編 集 者 岩手県教育委員会事務局学校教育課

岩手県立総合教育センター教育支援相談担当

〒025-0395 花巻市北湯口2-82-1

電話 0198-27-2821（直通） FAX 0198-27-3562

表紙作品提供者 大平 ひかる さん ※幼児期に描いた作品

